

当面講ずべき施策及び取り組み

別表

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現						
(1)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応				【関東運輸局・NASVA】		
	○運輸安全マネジメント評価を通じ、感染症に係る事業者の取組を確認し必要に応じて助言等を実施	○		○感染症法における位置づけが「5類感染症」に移行したことに伴い、国の新型コロナウイルス感染症対策の「基本的対処方針」が廃止され、各事業者団体においても策定した「感染症対策ガイドライン」を廃止している方向ではあるが、感染症予防について事業者から問合せ・相談があった際は助言等を実施する。(関東運輸局) ○「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」に基づき確認していく。(NASVA)	○運輸安全マネジメント評価の実施時に事業者における感染症対策の取組状況を確認した。(関東運輸局) ○多くの事業者において自社独自の対応要領を策定し、感染症予防対策に努めていた。(関東運輸局) ○運輸安全マネジメント評価対象事業者において、感染者発生時の対応方針を盛り込んだ自社独自の対応要領を策定する等、感染症予防対策に努めていることを確認した。(2023年度運輸安全マネジメント評価実施件数=58件(中小貸切バス評価含む)(NASVA)	○感染症法における位置づけが「5類感染症」に移行したことに伴い、国の新型コロナウイルス感染症対策の「基本的対処方針」が廃止され、各事業者団体においても策定した「感染症対策ガイドライン」を廃止している方向ではあるが、感染症予防について事業者から問合せ・相談があった際は助言等を実施する。(関東運輸局) ○感染症の予防対策及び感染者発生時における自主的な取り組みの促進に繋がるよう、適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。(NASVA)
	○非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施	○			○本省主催運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに全て参加し、「自動点呼」及び「運行管理の一元化」の情報収集を行った。(計3回、検討会開催)(関東運輸局)	
	○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討	○		○「乗務前自動点呼」及び「運行管理業務の一元化」について、本省主催の運行管理高度化ワーキンググループに参加し、情報収集を行うとともに、導入にかかる支援を行っている。(関東運輸局)	○「事業者間遠隔点呼」について、先行実施に対応すべく、管理の受委託許可にかかる体制整備を行った。また、拡大された遠隔点呼の実施にかかる問い合わせ等に対応し、届出が円滑に行われるよう努めた。(関東運輸局)	○「遠隔点呼」、「運行管理の一元化」等について、本省主催の運行管理高度化ワーキンググループの検討内容等について情報収集を行うとともに、事業者に対する情報提供・周知等を図り、当該点呼実施の運用にかかる支援等を行っている。(関東運輸局)
	○自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討	○				
	○バス・タクシーの車内換気の安全性を周知	○	○	○感染対策については、感染法上の位置づけ変更に伴い事業者の自主的な取組となったことから、所管団体等からの求めに対して、利用者の周知等必要な支援を行う。	○2023年5月より感染症法上の位置づけが5類感染症となり、ポストコロナ時代の急速な社会構造の変化に対応し、地域交通のDX・GX等を通じた経営効率化・経営力強化の取組に対する支援を行った。(関東運輸局) ○所管団体等から要請等がなかったため、利用者の周知等は実施しなかった。(関東運輸局)	○感染対策については、感染法上の位置づけ変更に伴い事業者の自主的な取組となったことから、所管団体等からの求めに対して、利用者の周知等必要な支援を行う。(関東運輸局)
	○適性診断のオンラインカウンセリングの実施による感染症拡大防止対策の推進	○		○適性診断の遠隔カウンセリングの試行運用を開始する。また、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」に基づき、当機構のガイドラインに沿ってカウンセリングを行い、適切に対応していく。(NASVA)	○東京と各支所をWeb上でつなぎ、適性診断の遠隔カウンセリングの試行運用を実施した。(NASVA)	○昨年度の試行運用を経て、7月以降に外部事業者とつなぎ、適性診断の遠隔カウンセリングを実施する。(NASVA)
	○指導講習のリモート方式の実施による感染症拡大防止対策の推進	○		○引き続き、需要が回復傾向にある貸切バス事業者に対し、動画を活用した非対面式を主体とした運行管理者等を対象とする事業者講習会を実施し、これらを通じて、運行再開時の安全運行の徹底など、輸送の安全を図る。 ○「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」に基づき確認していく。指導講習の動画視聴方式を実施し、感染症拡大防止対策を推進する。(NASVA)	○動画を活用した非対面式を主体とした運行管理者等を対象とする事業者講習会を実施した。(関東運輸局) ○指導講習事業において、感染者発生時の対応方針を盛り込んだ自社独自の対応要領を策定する等、感染症予防対策に努めていることを確認し、また、指導講習の動画視聴方式を翌年度より実施することにより感染症拡大防止対策を推進を図った。(NASVA)	○インバウンド需要が本格的に回復したことに伴い需要が高まっている貸切バス事業者に対し、動画を活用した非対面式を主体とした運行管理者等を対象とする事業者講習会を実施し、これらを通じて、安全運行の再徹底など、輸送の安全を図る。(関東運輸局) ○動画視聴方式も含めた指導講習を開催し、感染症拡大防止対策を実施する。(NASVA)
【バス業界】						
	○「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の周知徹底	○	○	○「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」は廃止となった。 ○「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(ハンドブック)」は廃止した。(措置済み)		
	○車内の座席、つり革、手すり等の消毒の徹底	○		○事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレット等、乗務員や不特定多数が頻りに触れる箇所については消毒する。	○令和5年5月新型コロナウイルスの5類移行に伴い、各事業者毎の判断とした。	○各事業者毎の判断に委ねる。
	○マスクの着用、時差出勤、車内換気の周知の徹底	○		○乗務員のマスク着用は事業者の判断に委ねる。	○乗務員のマスク着用は事業者の判断に委ねた。	○乗務員のマスク着用は事業者の判断に委ねる。
	○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底	○		○対面により運転者に対して点呼を行う際は、適切な距離を保つ。(マスクの着用は事業者の判断) ○点呼時の運行管理者と運転者の間のアクリル板や透明ビニール等は事業者の判断に委ねる。	○対面による運転者の点呼の際、適切な距離、マスクの着用については、業者の判断に委ねた。 ○点呼時の運行管理者と運転者の間のアクリル板や透明ビニール等は、事業者の判断に委ねた。	○対面による運転者の点呼の際、適切な距離、マスクの着用については、事業者の判断に委ねる。 ○点呼時の運行管理者と運転者の間のアクリル板や透明ビニール等は、事業者の判断に委ねる。
	○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底	○				
	○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び手洗いの励行等感染防止対策を徹底すること、時差出勤の推奨、会話を控えること等呼びかけるよう周知	○	○	○バス車内に可能な限り手指消毒液を装備する。	○手指消毒液の装備は、各事業者の判断に委ねた。	○手指消毒液の装備は、各事業者の判断に委ねる。
	○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の導入を推奨	○		○令和4年4月から遠隔点呼の申請が始まっていることから、会員各社に遠隔点呼実施要領等を周知し導入を推奨する。	○会員各社に遠隔点呼を周知し導入を推奨した。	○会員各社に遠隔点呼を周知し導入を推奨する。
	○換気改善装置の導入促進及びバスを安心して利用して頂く車内換気等の啓発	○	○	○引き続きエアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。また、乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。	○各事業者の判断により、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮した。また、乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努めた。	○各事業者の判断により、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮し、乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。

取り組むべき課題	施策	行	事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等) 【タクシー業界】	【2024年度取り組み予定】
○エッセンシャルワーカーとして、公共交通を維持するため「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底					○2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられた事から「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」は廃止となった。今後においては政府の動きに応じて対応していく。(法人タクシー) ○国土交通省より5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、会員各社において適切に対応をするよう促進する。(法人タクシー)	○各事業所において、時差出勤や従業員の体温測定、飛沫感性防止対策などのあらゆる感染防止対策を実施した。(法人タクシー) ○令和5年4月28日付け国土交通省からの事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」会員事業者あてに周知徹底を図った。(法人タクシー)	○継続して各事業所において、時差出勤や従業員の体温測定、飛沫感性防止対策などのあらゆる感染防止対策を促進していく。(法人タクシー) ○2024年度についても政府の動きと連携し、適切な対応を図る。(法人タクシー)
○マスクや手袋の着用、車内換気の周知の徹底					○内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から令和5年3月31日付けで発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき対応していく。(法人タクシー) ○国土交通省より5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、会員各社において適切に対応をするよう促進する。(法人タクシー) ○個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断に委ねることを基本とし、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐためマスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨するとともにエアコン等による外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気に努める。(個人タクシー)	○各事業所において、乗務員のマスク着用の徹底、車内換気などの対策を講じ、感染予防対策を実施した。(法人タクシー) ○令和5年3月31日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき、会員事業者に周知徹底を図った。(法人タクシー) ○研修会等において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐためマスク着用が効果的であること。車内での感染予防対策についてについては、マスクの着用を推奨するとともにエアコン等による外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気に努める。(個人タクシー)	○継続して各事業所において、乗務員のマスク着用の徹底、車内換気などの対策を講じ、感染予防対策を促進していく。(法人タクシー) ○2024年度についても政府の動きと連携し、適切な対応を図る。(法人タクシー) ○個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断に委ねることを基本とし、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐためマスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨するとともにエアコン等による外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気に努める。(個人タクシー)
○乗客降車後の車内消毒の徹底					○内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から令和5年3月31日付けで発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき対応していく。(法人タクシー) ○国土交通省より5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、会員各社において適切に対応をするよう促進する。(法人タクシー) ○運行前に通常の車内清掃に加え、車内消毒に努める。(個人タクシー)	○各事業所において、乗客が安心して利用できるように、乗客の降車後の換気の徹底、運賃受渡し等における手袋の着用など直接の接触を減らすとともに、降車後の車内消毒の実施などを行い感染予防対策を実施した。(法人タクシー) ○令和5年3月31日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき、会員事業者に周知徹底を図った。(法人タクシー) ○会議、研修会等で運行前に通常の車内清掃に加え、車内消毒に努めるように周知徹底を図った。(個人タクシー)	○継続して各事業所において、乗客が安心して利用できるように、乗客の降車後の換気の徹底、運賃受渡し等における釣銭トレーの活用など直接の接触を減らすとともに、降車後の車内消毒の実施などを行い感染予防対策を促進していく。(法人タクシー) ○2024年度についても政府の動きと連携し、適切な対応を図る。(法人タクシー) ○可能な限り後部座席への乗車を促し、大声での会話は避けていただくように理解と協力を求める。(個人タクシー)
○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底					○内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から令和5年3月31日付けで発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき対応していく。(法人タクシー) ○国土交通省より5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、会員各社において適切に対応をするよう促進する。(法人タクシー)	○各事業所において、三密の防止対策として、乗務員のマスク着用の徹底、車内換気、アクリル板の設置などの感染防止対策を実施した。(法人タクシー) ○令和5年3月31日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき、会員事業者に周知徹底を図った。(法人タクシー)	○継続して各事業所において、三密の防止対策として、乗務員のマスク着用の徹底、車内換気、アクリル板の設置などの感染防止対策を促進していく。(法人タクシー) ○2024年度についても政府の動きと連携し、適切な対応を図る。(法人タクシー)
○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底					○内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から令和5年3月31日付けで発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき対応していく。(法人タクシー) ○国土交通省より5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、会員各社において適切に対応をするよう促進する。(法人タクシー)	○各事業所において、点呼の実施などの際には、適切な距離を保ち、また、アクリル板やビニールカーテンなどを設置し、三密の防止対策を実施した。 また、疲労、疾病の報告及び発熱、咳当の症状に報告とともに、体温測定を実施、さらに手洗いの徹底を実施し感染予防対策を実施した。(法人タクシー) ○令和5年3月31日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更」に際しての事業者の取組への支援について」等における基本的な感染対策の考え方等に基づき、会員事業者に周知徹底を図った。(法人タクシー)	○継続して各事業所において、点呼の実施などの際には、適切な距離を保ち、三密の防止対策及び疲労、疾病の報告及び発熱、咳当の症状に報告とともに、体温測定を実施、さらに手洗いの徹底を実施し感染予防対策を促進していく。(法人タクシー) ○2024年度についても政府の動きと連携し、適切な対応を図る。(法人タクシー)
○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び可能な限り助手席への乗車を避けることなどを要請するステッカーを貼付等し周知					○マスクの着用については、基本的に個人の判断に委ねられていることから、ステッカーによる利用者への協力依頼についても各事業者の判断とする。(法人タクシー) ○国土交通省より5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、会員各社において適切に対応をするよう促進する。(法人タクシー) ○可能な限り後部座席への乗車を促し、大声での会話は避けていただくように理解と協力を求める。(個人タクシー)	○マスクの着用については、基本的に個人の判断に委ねられていることから、利用者への協力依頼についても各事業者の判断で実施した。 ○国土交通省より令和5年5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、各事業者の判断で実施した。(法人タクシー) ○令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「マスク着用の考え方」の見直し等に基づき、基本的には個人の判断に委ねられたが、乗車時の乗務員のマスクの着用の推奨と、ステッカーの継続的な貼付の適切さについて、事務連絡を発出し会員事業者に周知した。(法人タクシー) ○会議、研修会等で可能な限り後部座席への乗車を促し、大声での会話は避けていただくように理解と協力を求めるように周知徹底を図った。(個人タクシー)	○継続してマスクの着用については、基本的に個人の判断に委ねられていることから、利用者への協力依頼についても各事業者の判断で実施することを促進していくとともに、国土交通省より令和5年5月8日以降のコロナ関連施策について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等の通達に基づき、各事業者の判断で実施することを促進していく。(法人タクシー) ○2024年度については、会員事業者の判断により、適切な対応を図る。(法人タクシー) ○可能な限り後部座席への乗車を促し、大声での会話は避けていただくように理解と協力を求める。(個人タクシー)
○「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、荷物の受け渡し、荷役等におけるマスクや手袋着用、及び荷積み前や荷卸し後の車内及び資器材の消毒の周知徹底					○新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたところであるが、世の中の状況に応じて手指消毒やマスクの着用など、感染防止対策の協力を求める。(トラック)	新型コロナウイルス感染症については、「5類感染症」に位置づけることとなり、これまでの法律に基づいた取り扱いから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みを基本とする対応に変更となった。しかしながら、感染者増加の状況を鑑みて、必要に応じて消毒やマスクの着用など、感染防止についての協力を依頼した。	個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みを基本とする対応に変更となったものの、感染者数の状況を考慮して、必要に応じて消毒やマスクの着用など、感染防止についての協力を求める。
○トラック運送事業における取引環境・労働時間改善協議会での検討などにより、物流の効率化に向けた生産性の向上、労働時間の改善を推進(具体例：納品書の電子化(ペーパーレス)、宅配便荷物の宅配ボックスの活用や置き配など、新しい生活様式に順応した配送業務の効率化)					○ムリ、ムダ、ムラの排除を目的として、生産性向上に主眼をおいた配車管理システム等の導入に向けたDXについて継続して取り組む。(トラック)	○ムリ、ムダ、ムラの排除を目的として、できることから生産性向上に主眼を置いた配車管理システム等の導入について検討したものの、実行には至らなかった。	○ムリ、ムダ、ムラの排除を目的として、生産性向上に主眼をおいた配車管理システム等の導入に向けたDXについて継続して取り組む。

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】		自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(2) 人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進	○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に盛り込まれた施策の推進	○		○【バス・タクシー】人材確保・育成について、令和4年度補正予算において、二種免許取得及び募集広告並びに研修費用について補助を行うとともに、引き続き経営効率化に資する補助を行った。 ○タクシーの生産性向上として、令和4年度補正予算として、デジタル化（配車アプリの導入及び利用手数料等）に対し補助を実施。アプリ配車が進むことにより、利用者の利便性の向上を図る。また、人材の確保・育成についても、令和4年度補正予算にて、第2種免許の取得補助、人材確保のセミナーや広報への補助、人材の育成に係る各種研修に対して補助を行うとともに、各地の運賃改定により労働条件の改善を行うことにより人材確保を図った。 ○バス・タクシーの人材確保に向け、管内支所の支所長等による高校訪問を訪問79件、コロナ禍における資料送付を48件実施した。 ○地方協議会の場やセミナー、トラック事業者団体に出向いての講習会などにより、運送事業者やその団体及び荷主企業やその団体などに対し、「ホワイト物流推進運動」、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」について周知を行った。 ○令和5年6月に政府において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」における具体的な施策として、これまでの商慣行の見直しを図るべく、新たに「トラックGメン」を設置。取組として、トラック事業者から悪質な荷主等に係る情報を収集し、悪質な荷主等に対しては、貨物自動車運送事業法に基づき、「働きかけ」や「要請」を実施。 ○更に、令和5年10月に取りまとめられた「物流革新緊急パッケージ」に基づく施策として、「トラックGメン」による荷主・元請事業者の監視体制の強化により、令和5年11月と12月を集中監視月間と位置づけて取組を強化し、悪質な荷主等に対して、47件の働きかけと、164件の要請、さらに2件の勧告・公表を行った。		○バスの人材確保・育成について、令和4年度補正予算において、二種免許取得及び募集広告並びに研修費用について補助を行うとともに、引き続き経営効率化に資する補助を行った。 ○タクシーの生産性向上として、令和4年度補正予算として、デジタル化（配車アプリの導入及び利用手数料等）に対し補助を実施。アプリ配車が進むことにより、利用者の利便性の向上を図る。また、人材の確保・育成についても、令和4年度補正予算にて、第2種免許の取得補助、人材確保のセミナーや広報への補助、人材の育成に係る各種研修に対して補助を行うとともに、各地の運賃改定により労働条件の改善を行うことにより人材確保を図った。 ○バス・タクシーの人材確保に向け、管内支所の支所長等による高校訪問を訪問79件、コロナ禍における資料送付を48件実施した。 ○地方協議会の場やセミナー、トラック事業者団体に出向いての講習会などにより、運送事業者やその団体及び荷主企業やその団体などに対し、「ホワイト物流推進運動」、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」について周知を行った。 ○令和5年6月に政府において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」における具体的な施策として、これまでの商慣行の見直しを図るべく、新たに「トラックGメン」を設置。取組として、トラック事業者から悪質な荷主等に係る情報を収集し、悪質な荷主等に対しては、貨物自動車運送事業法に基づき、「働きかけ」や「要請」を実施。 ○更に、令和5年10月に取りまとめられた「物流革新緊急パッケージ」に基づく施策として、「トラックGメン」による荷主・元請事業者の監視体制の強化により、令和5年11月と12月を集中監視月間と位置づけて取組を強化し、悪質な荷主等に対して、47件の働きかけと、164件の要請、さらに2件の勧告・公表を行った。	○【バス・タクシー】人材確保・育成について、令和5年度補正予算において、二種免許取得及び募集広告並びに研修費用について補助を行うとともに、引き続き経営効率化に資する補助や高校訪問等の実施可能な取組を推進する。 ○【トラック】令和5年6月に政府で取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に盛り込まれた施策を引き続き取り組んでいくことで、物流革新を推進していく。
	○「ホワイト物流」推進運動の展開	○		○運送事業者や荷主等で構成される地方協議会の場を活用し、取引環境と長時間労働の改善に向けた品目別ガイドラインの活用や「ホワイト物流」の推進により、生産性の向上・物流の効率化を図る。		○地方協議会の場やセミナー、業界団体に出向いての講習会などにより、運送事業者やその団体及び荷主企業やその団体などに対して、品目別ガイドラインやホワイト物流推進運動に関する更なる周知を行った。 ○ホワイト物流推進運動の推奨項目の「異常気象時等の運行の中止・中断等」に関しては、大雨及び台風並びに大雪等の発生が予想される際には、保安環境課と連携し事業者団体等へ注意を呼び掛ける文書を出し、被害があればその状況把握に務めた。また、2022～2024の冬期においては、安全防災・危機管理課や保安・環境課と連携し、大雪に関する記者発表を行うとともに、運送事業者団体へはメールにて個別にその旨の周知を行った。 ○ホワイト物流推進運動の推奨項目の「引越時期の分散への協力」に関しては、本省と連携し、運輸局や運輸支局等へのポスターの掲示やリーフレットの設置を行うとともに、関東地方整備局及び道の駅、管内の地方自治体（都県、市区町村）にリーフレットの設置などの協力の依頼を行った。 ○上記の各種の情報については、適宜、関東運輸局のホームページへ掲載することにより周知を行った。 ○令和6年3月15日時点関東管内賛同企業者数…744者（前年度同時期+154）	令和5年6月に政府で取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に盛り込まれた施策を引き続き取り組んでいくことで、物流革新を推進していく。
	○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の推進	○		○【バス、タクシー、トラック】引き続き、認証取得促進のため、申請受付開始時等に業界団体へ周知を実施するとともに、新設される三つ星申請についても業界団体に周知を図る。また、認証取得によるインセンティブについても周知を行う。		○令和5年度における、一つ星の新規及び継続、二つ星新規、三つ星新規の申請について、事業者団体宛てに認証取得に向けた案内を発送。 ○地方協議会の場やセミナー、業界団体に出向いての講習会などにより、運送事業者、その団体のみならず、荷主企業やその団体などに対しても、認証制度について説明し制度の周知を行った。	○【バス、タクシー、トラック】引き続き、認証取得促進のため、申請受付開始時等に業界団体へ周知を実施するとともに、認証取得によるインセンティブについても周知を行う。
	○標準的な運賃の浸透など改正貨物自動車運送事業法の取組の推進	○	○	○地方協議会の場を活用し、標準的な運賃の周知・啓発を行う。（関東運輸局） ○構築した運行管理者や整備管理者に係る講習や研修、地方貨物自動車運送適正化実施機関の巡回指導の際における周知体制を活用して、トラック協会非会員事業者に対しても、標準的な運賃の周知を行う。（関東運輸局） ○関係省庁や関係団体と連携して、標準的な運賃の周知やトラックGメンなど取引環境適正化に向けた取組を行う。（関東運輸局） ○定期的に届出数の集計を行い、提出状況の把握を行う。（関東運輸局） ○構築した運行管理者や整備管理者に係る講習や研修の際における周知体制を活用して、トラック協会非会員事業者に対しても、標準的な運賃の周知を行う。（N A S V A）		○令和5年6月、地方協議会の取組として、トラック事業者と荷主企業が協力して持続可能な物流を実現することを目的とした「2024年問題対策セミナー」を関東トラック協会と共同開催し、標準的な運賃制度をはじめとした、取引環境適正化に向けた取組について講演を行い、荷主、物流事業者やトラック事業者に周知を行った。（会場100人、WEB500人の参加） ○トラック協会非会員事業者に対しても標準的な運賃の周知が行うことができるように、非会員事業者とも接触の機会を持ち、運行管理者や整備管理者に係る講習や研修、地方貨物自動車運送適正化実施機関の巡回指導を活用すべく、自動車技術安全部保安・環境課、各運輸支局保安担当、独立行政法人自動車事故対策機構の関東管内の各支所、各都県の地方貨物自動車運送適正化実施機関の協力のもと、それぞれの場における体制の構築を行い、実際に周知を行った。 ○令和5年8月には、関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局に加え関東農政局とも連名で、関東管内のトラック協会から要望のあった個別の荷主企業約9,000社に対して「トラック事業の取引環境改善に向けたご理解とご協力をお願い」の文書を出し、周知を行った。 また、令和5年12月には、関東運輸局と関東経済産業局との連名で、関東商工会議所連合会に対し、「トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力をお願いについて」の文書を手交し、参加会員への周知を依頼した。 ○トラックGメンの活動として、トラック事業者に対して直接電話や訪問により情報を収集し、違反原因行為をしていない疑いのある荷主や元請事業者に対して貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを実施。 ○標準的な運賃の届出について集計し、状況把握に務めた。（令和6年3月末時点関東管内届出状況届出数…7,419件（前年度同時期+1,353件）、届出率…41.0%（前年度同時期+7.4%）	○「標準的な運賃制度」と「改正標準貨物自動車運送約款」について、令和6年3月に告示された内容を、荷主・物流事業者双方に向けて周知を図る。 ○「トラックGメン」について、関係団体等と連携し、違反原因行為をしている疑いのある荷主や元請事業者に対して、適正取引に向けた働きかけ等の取組を継続して実施していく。 ○改正物流法案において、多重下請け構造の是正に向けて、トラック事業者の取引に対する新たな規制が設けられる予定となっている（運送契約の書面化、元請けに対する実運送体制管理簿の作成義務付け、下請事業者の発注適正化）。適切に運用されるよう、施行に向けて事業者団体や個別事業者へ周知を図る。
	○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」（厚生労働省委託事業）を活用し、バス会社への就職を支援（令和4年度まで） ○中長期的な人材の確保（令和5年度以降）	○		○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」のバス事業者の活用については終了した。 ○東京都の助成事業である「業界別人材確保事業」に参加し、人材支援事業として、運転免許取得支援事業及び業界PRイベント事業を実施することとし、中でも、運転免許取得支援事業を中心に取り組んだ。		○東京都の助成事業である「業界別人材確保事業」に参加し、人材支援事業として、運転免許取得支援事業及び業界PRイベント事業を実施することとし、中でも、運転免許取得支援事業を中心に取り組んだ。	○東京都の助成事業である「業界別人材確保事業」に参加し、人材支援事業として、運転免許取得支援事業及び業界PRイベント事業を実施することとし、中でも、運転免許取得支援事業を中心に取り組む。
	○「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進	○		○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努める。		○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努めた。	○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努める。
	○運行管理業務の受委託や短期出向を受け入れ等での労働力の確保	○		○人材確保のため「在籍型出向支援制度」の活用等、所要の情報収集、提供に努める。		○人材確保のため「在籍型出向支援制度」の活用等、所要の情報収集、提供に努めた。	在籍型出向支援制度はR5.10.31をもって終了した。引き続き、人材確保のため、所要の情報収集、提供に努める。

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
			【タクシー業界】		
○「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進		○	○来年度より時間外労働の上限規制が適用されることから、本年度においては更なる周知徹底に努める。(法人タクシー) ○「改訂版・タクシー事業のための労務管理一問一答」及び「労務担当者必携・新改善基準告示の解説と直面する労務課題への対応」を発行・配布等により、会員各社の労務管理のレベルアップを図る。(法人タクシー) ○同アクションプランに基づいた労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、会員が活用できる資料の作成・周知等により、同プランの達成の支援に努める。(法人タクシー)	○令和6年4月施行となる「自動車運転の業務に係る時間外労働の上限規制」及び「改正・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(新改善基準告示)」等、順次施行されている働き方改革関連法等について、必要な情報を分かりやすく取りまとめ会員に提供することを目的に「改訂・タクシー事業のための労務管理一問一答」及び「タクシー事業労務担当者必携」を発行・配布し、会員各社の労務管理のレベルアップを図った。(法人タクシー) ○東京労働局と連携し、時間外労働の上限規制及び新改善基準告示をテーマとする労務管理セミナーを令和6年2月6日に開催し、会員の理解の促進を図った。(法人タクシー) ○同アクションプランに係る関係法令等について、会員への周知に努めた。(法人タクシー) ○時間外労働の上限規制の適用については、労働局と連携するなどして会員事業者あて周知徹底を図った。(法人タクシー)	○時間外労働の上限規制、新改善基準告示及びタクシー事業に係る労務問題全般について、なお一層の理解及び定着の促進を図るため、前年度に発行・配布した「改訂・タクシー事業のための労務管理一問一答」及び「タクシー事業 労務担当者必携」等の活用を図る。(法人タクシー) ○2024年度については、既に適用済であることから会員事業者からの相談などに対応していく。(法人タクシー)
○「働きやすい職場認証制度」の推進による、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保		○	○2023年度の「働きやすい職場認証制度」については、既に2023年度の一つ星新規・継続、二つ星新規及び三つ星新規の申請受付期間について周知したところである。今後においても各協会において周知徹底を図るとともに、「働きやすい職場のつくり方セミナー」などを活用し、さらなる取得に繋がるよう積極的に会員事業者あて周知していく。(法人タクシー) ○「働きやすい職場認証制度」の認識取得会社の拡大等、同制度の普及促進を図る。(法人タクシー)	○「働きやすい職場認証制度」について、東京のタクシー事業者では、2023年度末で「一つ星」認証が96社(139営業所)、「二つ星」認証が197社(135営業所)、「三つ星」認証を3社(3営業所)が取得している状況である。 ○本年度は会員に「三つ星」認証の新規申請について周知を図り、制度の促進に努めた。(法人タクシー) ○「働きやすい職場認証制度」の申請等について、会員事業者あて周知を図った。(法人タクシー)	○「働きやすい職場認証制度」の認証取得会社の拡大等、同制度の普及促進を図る。(法人タクシー) ○2024年度についても引き続き「働きやすい職場認証制度」の周知を行い、認証事業者数の増加に努める。(法人タクシー)
○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」(厚労省委託事業)を受託し、タクシー会社への就職を支援(令和4年度まで)		○	○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」については、昨年度をもって終了となった。(2020年度から3か年事業)(法人タクシー)(措置済み)		
○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」に沿った高齢者の活用推進		○	○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」の趣旨に沿った高齢乗務員の活用について、各社へ理解を深めてもらうよう引き続き周知を図るとともに、引き続き、運転技能の見極めと健康状態の確認を適性に行い、雇用の維持を図る。(法人タクシー)	○「同ガイドライン」の活用について、引き続き労務委員会の事業計画に定め、高齢者が活躍できる環境整備が図られるよう関係法令等の周知に努めた。(法人タクシー) ○労働力不足の中、高齢労働者の活用については、事業継続において必要不可欠となっており、会員各社が雇用継続等も含め、引き続き運転技術の見極めや、健康状態の把握に努めている。(法人タクシー)	○全国ハイヤー・タクシー連合会が本年度から2か年計画で進める同ガイドラインの改定に向けた取組を支援する。(法人タクシー) ○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」の趣旨に沿った高齢乗務員の活用について、各社へ理解を深めてもらうよう引き続き周知を図るとともに、引き続き、運転技能の見極めと健康状態の確認を適性に行い、雇用の維持を図る。(法人タクシー)
【トラック業界】					
○就職氷河期世代向けの「短期資格等習得コース事業」を展開するほか、トラック運送事業の輸送力確保のため、人材確保セミナー(若年・女性運転者・高齢者確保)の全国展開や、インターンシップ受け入れ企業の登録サイトの充実を図るとともに、インターンシップ導入促進支援事業、人材確保支援助成事業、準中型免許取得助成事業を実施		○	○運転免許取得助成は、引き続きトラックの乗務に必要な全種類の運転免許について助成事業を継続して行い、人材確保に努める。(トラック)	○運転免許取得助成は、女性ドライバーの増加を目的に力を注いだものの、十分な結果を得られなかった。一方で、男性ドライバーについても助成を行ったところ、予算額を超過するほどの助成申請があり、結果として人員確保に寄与したと意識。 ○「人材確保・労働環境改善セミナー」を全ト協と共催した。	○運転免許取得助成は、引き続きトラックの乗務に必要な全種類の運転免許について助成事業を継続して行い、人材確保に努める。
○「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等を活用し、荷主の協力も得て働き方改革を推進するとともに、標準貨物自動車運送約款(国土交通省告示)により、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に收受できる環境を整備		○	○関係省庁との連携により、「標準的な運賃」の届出率アップや荷主に対する交渉術の習得などのため、新たな取り組みによるセミナーや勉強会を開催し、運賃・料金の適正な收受等ができるための取り組みを進める。(トラック)	○セミナーを開催し、標準貨物自動車運送約款、「標準的な運賃」や荷主に対する交渉術を学ぶ環境を整備するとともに、更なる「標準的な運賃」への変更届出の促進を図るため、関東運輸局へ開示請求を行うことにより支部会員の届出状況を把握、展開し、支部に対し積極的な取り組みを要請した。	○これまでに実施してきたことに加え、運輸局や運輸支局の他、関係省庁と連携することにより、新たな取り組みによるセミナーや勉強会を開催し、2024年問題をはじめ、「標準的な運賃」や荷主に対する交渉術を学ぶ環境を整備する。

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(3)激甚化・頻発化する災害への対応	○運輸安全マネジメント評価の一環として、事業者の自然災害への取組に対する評価・助言等を行い、事業者の自然災害対応能力(防災+事業継続)の向上を促進	○	○地方局評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」に則り以下の点について対策がなされているか確認する。 1. 自然災害の種類と程度の想定(リスク評価) 2. 経営トップによる判断 3. I 平時の備え(PLAN) II 平時の備え(DO) 4. 「顔の見える関係」の構築 5. マネジメントレビュー(CHECK、ACT)	○運輸安全マネジメント評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」の概要を説明するとともに、事業者における自然災害による被害の想定、平時の備え状況を中心に確認した。(関東運輸局) ○基本方針、タイムラインの作成状況を確認の上、ハザードマップ等を活用した被害想定や対応訓練の実施などについて説明し、対応能力向上の促進を図った。(関東運輸局)	○地方局評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」に則り以下の点について対策がなされているか確認する。(関東運輸局) 1. 自然災害の種類と程度の想定(リスク評価) 2. 経営トップによる判断 3. I 平時の備え(PLAN) II 平時の備え(DO) 4. 「顔の見える関係」の構築 5. マネジメントレビュー(CHECK、ACT)
	○事業者の防災力を高め、発災時においても業務を継続し、円滑にヒト・モノの輸送を実施できる体制の構築	○	○出水期前に運輸防災ワークショップの開催を予定しており、体制の構築を図る。	○出水期前の5～6月に運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップを2回開催し、事業者の発災時等における事業継続体制の構築が図られるよう努めた。	○出水期、降積雪期前に運輸防災マネジメントセミナー&ワークショップの開催を予定しており、事業継続体制の構築を図る。
	○台風・大雪等の異常気象時における輸送の目安の周知等、安全性向上を促進	○	○出水期前に運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。	○出水期前の5～6月に運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップを2回開催し、事業者の自然災害への対応力向上が図られるよう努めた。 ○降積雪期前の11月に雪害対策に係る運輸防災マネジメントセミナーを開催し、トラックによる貨物の運送を行う場合に輸送の安全を確保するための措置を講じる目安の周知等により、異常気象時における輸送の安全確保及び事業継続に繋げられるよう図った。 また、想定される異常気象等の事前情報を記者発表やプレスリリースにて事業者への情報発信を行っている。	○出水期、降積雪期前に運輸事業者への運輸防災マネジメントの普及啓発を強化するため、運輸防災マネジメントセミナー&ワークショップ開催を予定している。
	○ガイドラインセミナーにおける「運輸防災マネジメント指針」の紹介	○	○出水期前に運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。	○出水期前の5～6月に2回、降積雪期前の11月に1回、運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップを開催し、運輸安全マネジメントの普及・啓発を強化した。 ○7月に開催した運輸安全マネジメントセミナーにおいて、運輸防災マネジメント指針を紹介し、運輸安全マネジメント制度を自然災害対応に活用した同指針の普及・啓発を図った。	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーの開催を本省で予定しており、当該セミナーにおけるガイドラインセミナーにおいて運輸防災マネジメント指針の紹介も予定している。 ○出水期、降積雪期前に運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災マネジメントセミナー&ワークショップの開催を予定している。
【バス業界】					
○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みの推進	○	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努める。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の対応を通じ、水害対策を展開する。	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努める。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府に設置された「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」に参画し、水害時におけるバスの活用方策の検討を行った。	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努める。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府に設置された「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」に参画し、水害時におけるバスの活用方策の検討を行う。	
【タクシー業界】					
○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みの推進	○	○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結の推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与や、当協会策定の風水害に特化した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」についても継続周知する。(法人タクシー) ○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び「個人タクシー中期取組計画」に基づき各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務等の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。(個人タクシー)	○「運輸防災マネジメント指針」に沿い、風水害に特化した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」として、当協会の方針を策定し会員各社へ周知した。(法人タクシー) ○「運輸防災マネジメント指針」を会員事業者あて周知徹底に努めた。(法人タクシー) ○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び「個人タクシー中期取組計画」に基づき自治体等との災害時緊急輸送等の協定締結し現在、22の協同組合等で自治体と災害時緊急輸送等の協定を締結中、今後も要請に応じ締結を行う。(個人タクシー)	○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結の推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。(法人タクシー) ○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結の推進する。(法人タクシー) ○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び「個人タクシー中期取組計画」に基づき各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務等の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。(個人タクシー)	
【トラック業界】					
○「運輸防災マネジメント指針」の周知を図り、各事業者の自然災害対応への取組み(防災+事業継続)を促進することにより防災体制の構築と実践を推進	○	○「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、HPやトラック時報に周知・啓発記事を掲載する。(トラック)	○引き続き、「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、HPやトラック時報に周知・啓発記事を掲載した。	○「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、HPやトラック時報に周知・啓発記事を掲載する。	
○大規模災害発生時等における支援物資拠点での物流管理を担う「災害物流専門家」に關し、全ト協で策定した育成プログラムに基づく災害物流専門家研修を全国展開するほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、緊急物資輸送体制の確保による被災地支援・復旧・復興に取り組む	○	○災害物流専門家研修を開催するとともに、積極的な受講を促す。(トラック)	○喫緊の課題であるドライバー不足、時間外労働の上限規制への対応を検討するため、災害物流専門家研修の開催は見送った。一方で、緊急輸送対策や都県市合同防災訓練に参加し、救援物資輸送の広域応援訓練を実施した。 また、年明け1月1日に発生した能登半島地震において、東京都各局等からの要請により、救援物資輸送を行い、被災地支援、復旧、復興に取り組んだ。	○災害物流専門家研修を開催するとともに、積極的な受講を促す。また、災害発生時には、被災地支援、復旧、復興に取り組む。	

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】	
(4)大規模イベント、万博開催に伴う人流、物流の変化への対応					(関東運輸局)		
	○「2020TDM推進プロジェクト」として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント(TDM)」を推進(措置済み)			○			
	○バス等を使用したテロについて、バス事業者等による不審者の発見・不審物の検知を早期に行う等、未然防止を図るための対策の徹底			○	○夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時において、各業界に点検の依頼を行う。	○7～8月に実施した夏季の輸送安全総点検及び12～1月に実施した年末年始の輸送等に年末年始の輸送等に関する安全総点検において、各業界にテロ対策等の点検を依頼した。	○夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時において、各業界に点検の依頼を行う。
					(バス業界)		
	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組み推進			○	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組みを推進する。	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組みを推進した。	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組みを推進する。
	○バスジャック訓練等実施しテロ対策の徹底			○	○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。	○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進した。	○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。
					(タクシー業界)		
	○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組み推進			○	○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多言語対応タブレットの導入やスマホアプリの活用など、外国語対応の取組を更に推進する。(法人タクシー) ○「個人タクシー中期取組計画」に基づき、多言語アプリ導入や電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。(個人タクシー)	○継続して行政の多言語対応タブレット導入補助金情報を会員各社へ周知し、導入促進を図った。また、タクシーセンター等の外国語検定を受検し、合格者の養成に努めた。(法人タクシー) ○会員各社に対し、行政の補助制度を情報提供するとともに、補助金を活用して外国語対応機器等の導入が図られた。また、補助制度の導入に向けて各党が行う国、県に対する予算要望ヒアリングに参加し、要望書を提出した。(法人タクシー) ○約8割の事業者が翻訳アプリ等を活用し訪日外国人への利便性向上を図った。(個人タクシー)	○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多言語対応タブレットの導入やスマホアプリの活用など、外国語対応の取組を更に推進する。(法人タクシー) ○「個人タクシー中期取組計画」に基づき、多言語アプリ導入や電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。(個人タクシー)
					(トラック業界)		
	○東京2021大会等の円滑な大会運営・輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図るため、交通量の抑制や分散・平準化を行う「交通需要マネジメント(TDM)」の取組みを推進(具体例:夏季休暇制度やテレワーク・時差出勤制度の導入のほか、物流に関しては、配送の時間変更やルート変更など)(措置済み)			○			

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶					
(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応 ※重点課題				【関東運輸局・NASVA】	
	○点呼の正しいタイミングの周知や、アルコール検知器の要件追加による、点呼時のアルコールチェックの強化	○	○各種講習会等において、適正な点呼の実施について周知を図り、正しいアルコール検知器の使用について周知徹底を図るほか、飲酒傾向の自覚を促す指導について周知を図る。 ○関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(関東運輸局)	○令和5年5月～7月に実施した貸切バス事業者を対象とする講習やトラック事業者業界団体が主催する安全対策フォーラム等において、「指導及び監督の実施マニュアル」や「飲酒運転の防止について」を示し、飲酒傾向の自覚を促す指導について周知を図った。(関東運輸局) ○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間における取り組みとして、運行の際にアルコール検知器の使用を徹底した厳正な点呼の実施、飲酒運転防止のための運転者に対する指導・啓発活動の実施、飲酒習慣のある運転者を把握し翌日の業務がある場合の飲酒等に係る指導等の実施について、運送事業者に対する通知を行った。(関東運輸局) ○貸切バス事業者については、省令の改正によりアルコール検査の際の写真撮影・保存が義務付けられたため、当該改正内容等について周知を図った。(関東運輸局)	○令和6年3月に公表された「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に記載された内容について、運転者の飲酒傾向を把握した対応等の正しい理解を深め事業者の具体的な行動に繋がるよう、各種講習会、交通安全運動、安全総点検等の機会を通じ事業者への周知を図る。 ○運行の際のアルコール検知器の使用を徹底した厳正な点呼の実施、飲酒運転防止のための運転者に対する指導・啓発活動の実施、飲酒習慣のある運転者を把握し翌日の業務がある場合の飲酒等に係る指導等の実施について各講習会等において周知するとともに、交通安全運動期間や安全総点検等における運送事業者の取組として周知を図る。 ○関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(関東運輸局)
	○運転者に対する、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進	○			
	○初任運転者に対する、飲酒傾向の確認や重点的なアルコールチェックによる、飲酒運転の習慣化の防止	○			
	○事業者の優良取組事例やアルコール依存症に係る周知	○			
	○飲酒運転の実態把握に向けた事故報告規則における報告項目の追加	○	○本省自動車局で検討事項となっているため、改正があり次第通達の発出や各種講習会等で周知徹底を図る。	自動車事故報告規則の改正は行われなかった。	国土交通本省物流・自動車局において令和7年4月の施行に向けた改正の準備が進められており、その状況を踏まえ事業者への周知方法等を検討する。
	○運行管理者講習等で飲酒運転撲滅の周知・徹底	○	○飲酒運転による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、発生した飲酒運転による事故事例を説明するとともに、飲酒運転の危険性やアルコールに関する基礎知識等について周知・指導を行う。関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、飲酒運転の危険性、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等を講義するとともに、関東圏における自動車事故対策防止検討会で作成された「飲酒運転の防止」の資料も活用し、周知・指導を行う。(NASVA)	○飲酒運転による事故事例についてHPに公表した(関東運輸局) ○各都県の各協会が実施する講習会に、保安・環境課職員や各支局保安担当職員を派遣し過去の飲酒運転による事故の事例を紹介したほか、講習会が開催されない場合においても資料を配付し、また「飲酒運転の防止について」を事業者内での指導に活用していただくよう周知を図った。(関東運輸局) ○各種講習会等において、発生した飲酒運転による事故事例を説明するとともに、飲酒運転の危険性やアルコールに関する基礎知識等について周知・指導を行う。関東圏における自動車事故対策防止検討会で作成された「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図った。(NASVA)	○飲酒運転による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、発生した飲酒運転による事故事例を説明するとともに、令和6年3月に公表された「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に記載された内容について、運転者の飲酒傾向を把握した対応等の正しい理解を深め事業者の具体的な行動に繋がるよう事業者への周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(関東運輸局) ○関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(関東運輸局) ○引き続き、各種講習会等において、飲酒運転の危険性、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等を講義するとともに、関東圏における自動車事故対策防止検討会で作成された「飲酒運転の防止」の資料も活用し、周知・指導を行う。(NASVA)
【バス業界】					
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発	○	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底する。	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底した。	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底する。
	○飲酒運転・薬物運転の根絶を啓発するセミナー等の受講促進	○	○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促す。	○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促した。	○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促す。
	○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開	○	○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させる。	○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させた。	○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させる。
	○運転者に対する日常的飲酒に関する指導を徹底	○	○平素から、酒を飲む人、飲まない人に限らず、飲酒に関する指導を行う。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底する。	○平素から、酒を飲む人、飲まない人に限らず、飲酒に関する指導を行う。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底した。	○平素から、酒を飲む人、飲まない人に限らず、飲酒に関する指導を行う。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底する。
【タクシー業界】					
	○「飲酒運転防止対策ガイドライン」に従った飲酒運転ゼロに向けた取組推進	○	○「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底及びガイドライン活用の推進を行うとともに、各社へガイドラインを理解させ、個々の乗務員に対して出庫前及び帰庫後点呼の際にアルコール検査を確実に実施するとともに、職場内教養やミーティング時等、機会あるごとに飲酒運転による刑事・行政・民事上の不利益を正確に認識させる。(法人タクシー) ○安全対策推進会議、講習会、リーフレット等により、飲酒運転撲滅への取り組みを推進する。(個人タクシー)	○継続して飲酒運転の撲滅を図るべく、各社乗務員教育等でガイドラインの理解と徹底を図るよう会員事業者へ周知した。(法人タクシー) ○「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底及びガイドライン活用の推進を行った。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において、重点事項に定めポスター、リーフレットを作成し飲酒運転ゼロの周知徹底を図った。(個人タクシー)	○継続して「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底及びガイドライン活用の推進を行うとともに、各社へガイドラインを理解させ、個々の乗務員に対して出庫前及び帰庫後点呼の際にアルコール検査を確実に実施するとともに、職場内教養やミーティング時等、機会あるごとに飲酒運転による刑事・行政・民事上の不利益を正確に認識させる。(法人タクシー) ○安全対策推進会議、講習会、リーフレット等により、飲酒運転撲滅への取り組みを推進する。(個人タクシー)
	○性能良好なアルコール検知器の導入促進	○	○検知器の性能、価格など最新情報を提供し、IT点呼の導入準備に伴い、メーカーとの情報共有を積極的に行い、身代わり防止対策も含め、高性能検知器の導入を推進する。(法人タクシー) ○常備している検知器の故障等その有効性を確認し、自家使用時を含めて日々アルコールチェックを行いその結果を乗務記録等へ記載して保存する。(個人タクシー)	○継続して会員各社に向けて、IT点呼に係る国土交通省の実施要領を送付するとともに、導入促進に向けて周知した。(法人タクシー) ○性能良好なアルコール検知器の導入促進とは異なるが、乗務前自動点呼に係る先行実施要領の周知及び参画の呼び掛けを行った。(法人タクシー) ○アルコール検知器の有効性を確認し、自家使用時を含めてアルコールチェックを行い記録を行うよう周知徹底を図った。(個人タクシー)	○継続して検知器の性能、価格など最新情報を提供し、IT点呼の導入準備に伴い、メーカーとの情報共有を積極的に行い、身代わり防止対策も含め、高性能検知器の導入を推進する。(法人タクシー) ○常備している検知器の故障等その有効性を確認し、自家使用時を含めて日々アルコールチェックを行いその結果を乗務記録等へ記載して保存する。(個人タクシー)
	○ASK等の講習会等の啓発	○	○第3者機関で行っている講習会などの情報収集に努め、会員各社とその運行管理者等に情報提供するとともに、乗務員個々の飲酒癖の把握に努め、アルコール依存症や依存症予備軍を抽出し、医師の診察やカウンセリングに参加させるとともに、家族との連携を密に取り、危険因子の除去に努める。(法人タクシー)	○継続して状況把握と適切な対応を取るよう、各社運行管理者に向けて周知した。(法人タクシー) ○会員各社に対し、乗務員の状況把握と適切な対応に努めるよう周知した。(法人タクシー)	○第3者機関で行っている講習会などの情報収集に努め、会員各社とその運行管理者等に情報提供するとともに、乗務員個々の飲酒癖の把握に努め、アルコール依存症や依存症予備軍を抽出し、医師の診察やカウンセリングに参加させるとともに、家族との連携を密に取り、危険因子の除去に努める。(法人タクシー)
	○飲酒運転撲滅の啓発	○	○全国交通安全運動や輸送安全総点検等を活用し、飲酒運転撲滅の啓発活動を行い、飲酒運転による悲惨な事故事例等を繰り返し教育し、飲酒運転の危険を我が身のこととして実感させる。(法人タクシー) ○LINEによる乗務員への情報提供と注意喚起を図る。また飲酒運転の悪質・危険性を、機会あるごとに繰り返し教養し、引き続き飲酒運転事故ゼロを達成する。(法人タクシー) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図る。(個人タクシー)	○継続して全国交通安全運動及び輸送安全総点検等適切な時期に、国土交通省通達による事故事例等による注意喚起を会員各社へ周知するとともに、LINEによる乗務員への情報提供と注意喚起も図った。また、機会あるごとに繰り返し、飲酒運転の悪質・危険性を教養し、飲酒運転事故ゼロを達成した。(法人タクシー) ○全国交通安全運動や輸送安全総点検等を活用し、飲酒運転撲滅の啓発活動を行った。(法人タクシー) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図った。(個人タクシー)	○継続して全国交通安全運動や輸送安全総点検等を活用し、飲酒運転撲滅の啓発活動を行い、飲酒運転による悲惨な事故事例等を繰り返し教育し、飲酒運転の危険を我が身のこととして実感させる。(法人タクシー) ○引き続きLINEによる乗務員への情報提供と注意喚起を図る。また飲酒運転の悪質・危険性を、機会あるごとに繰り返し教養し、引き続き飲酒運転事故ゼロを達成する。(法人タクシー) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図る。(個人タクシー)

取り組むべき課題	施策	行	事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
						【トラック業界】	
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底			○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。(トラック)	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において飲酒運転禁止を周知した。「飲酒運転防止マニュアル」や警視庁発行の注意喚起リーフレットなど、タイムリーな情報を入れた運転者講習会資料を作成し、会員へ情報提供することにより指導を徹底した。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。
	○事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る			○	○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。(トラック)	○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図った。また、関東トラック協会主催の事故防止検討会において、飲酒運転事故事例を提示することにより運転者への指導を徹底した。	○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において継続して周知を図る。
	○飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開			○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において展開する。(トラック)	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において展開した。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において継続して展開する。
(2)「ながら運転」の増加への対応						【関東運輸局・トラック業界・NASVA】	
	○講習・セミナー等において、運転中の携帯電話等の使用禁止の啓発			○	○各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を講義するとともに、行政から発出された「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について」(令和4年5月6日)についても周知し、ながら運転禁止について徹底を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発する。(トラック)	○各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等及び行政から発出された「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について」(令和4年5月6日)についても周知をするとともにながら、運転禁止について徹底を図る講義を行った。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発した。また、関東トラック協会主催の事故防止検討会において、追突事故防止の観点からスマートフォン等を注視した運転禁止に関する事故防止動画を制作し、運転者教育に供することにより指導を行った。(トラック)	○引き続き、各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を講義するとともに、ながら運転禁止について徹底を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において継続して啓発する。(トラック)
	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施			○	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作したことが確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する。(関東運輸局)	○平成28年11月に発出した「「自動車運送事業(一般貨切旅客自動車運送事業を除く。)」の監査方針について」及び「一般貨切旅客自動車運送事業の監査方針について」の運用について」に基づき監査を実施(令和5年度10件)した。(関東運輸局)	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作したことが確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する。(関東運医局)
						【バス業界】	
	○ドライブレコーダーの映像等を活用し運転中の携帯電話、スマートフォンの使用の禁止の指導を徹底するとともに、事故惹起者に対する指導内容と再発防止策を展開			○	○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止を徹底する。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開する。	○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止を徹底する。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開した。	○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止を徹底する。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開する。
						【タクシー業界】	
	○「ながらスマホ禁止」のステッカーの車両貼付による、運転者や旅客等に対する注意喚起の推進			○	○関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」ステッカーを全車両へ貼付するとともに、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入る」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人タクシー) ○講習会等・交通安全運動において、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人タクシー)	○関係団体と連携したシートベルト着用状況調査のような乗り場での街頭指導実施時に、併せて「ながらスマホ」行為等の状況を確認し、指導の徹底を図った。(法人タクシー) ○全タクシー連作の「ながらスマホ禁止」ステッカーを会員各社に配布(貼付)し、乗務員に対する注意喚起に努めるとともに、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の実施要領に盛り込み注意喚起を図った。(法人タクシー) ○講習会・交通安全運動等において、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底を図った。(個人タクシー)	○継続して関係委員会と連携し、「ながらスマホ禁止」ステッカーを改めて配布し指導徹底を図るとともに、乗務員や乗客から見やすい場所に当該ステッカーを全車両へ貼付をする。また、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入る」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人タクシー) ○講習会等・交通安全運動において、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人タクシー)
						【トラック業界】	
	○各季の交通安全運動等の機会をとらえ、運転中のスマートフォン等の画像の注視や、携帯電話等を用いて通話する行為は関係法令違反であり、かつ極めて危険であることを広報・周知			○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。(トラック)	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図った。また、関東トラック協会主催の事故防止検討会において、追突事故防止の観点からスマートフォン等を注視した運転禁止に関する事故防止動画を制作し、運転者教育に供することにより指導を行った。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において継続して広報・周知を図る。

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応	○講習・セミナー等において、あおり運転の悪質性・危険性について啓発	○	○	○各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転が重大事故につながる恐れがあることを周知する。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。(トラック)	○各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転が重大事故につながる恐れがあることを周知を行った。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図った。(トラック)	○引き続き、各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転が重大事故につながる恐れがあることを周知する。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において継続して広報・周知を図る。(トラック)
	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施	○	○	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施する。	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施した。	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施する。
	○ドライブレコーダーの装着率向上と、犯罪や事故捜査のために各都道府県警察へドライブレコーダーの映像等情報提供の取組の推進	○	○	○関東管内におけるドライブレコーダーの装着率は、令和4年度末で97%となっており、100%の装着率を目指して推進する。(法人タクシー) ○各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組を推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人タクシー) ○講習会等におけるあおり運転への対応等に係る啓発を継続するとともに、安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけでなく、事故処理においての証拠ともなりうることから全事業者への導入を促進する。(個人タクシー)	○継続して会員各社へドライブレコーダー設置に向けた協力依頼をするとともに、「あおり運転」の被疑者とならないよう注意喚起した。 また、車内防犯カメラの設置により、犯罪行為の抑止と、犯罪発生時の証拠保全に努めた。(法人タクシー) ○各協会が各都県警察と締結している協定に基づき、ドライブレコーダー映像を提供し事故、事件の解決の一役を担った。(法人タクシー) ○ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会・交通安全運動等におけるチラシ配布等により、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発を図った。(個人タクシー)	○関東管内におけるドライブレコーダーの装着率は、令和5年度末で東タク協99%、関東地区97.1%となっており、100%の装着率を目指して推進する。(法人タクシー) ○各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組を推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人タクシー) ○講習会等におけるあおり運転への対応等に係る啓発を継続するとともに、安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけでなく、事故処理においての証拠ともなりうることから全事業者への導入を促進する。(個人タクシー)
	○妨害運転罪の創設を踏まえ、いわゆる「あおり運転」の悪質性・危険性について、各季の各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施	○	○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。(トラック)	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図った。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において、継続して周知徹底を図る。

取り組みべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進					
(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	○非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施(※再掲)	○	○「乗務前自動点呼」及び「運行管理業務の一元化」について、本省主催の運行管理高度化ワーキンググループに参加し、実運用の検討の支援等を行う。	【関東運輸局】 ○本省主催運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに全て参加し、「自動点呼」及び「運行管理の一元化」の情報収集を行った。(計3回、検討会開催)(関東運輸局) ○「事業者間遠隔点呼」について、先行実施に対応すべく、管理の受委託許可にかかる体制整備を行った。また、拡大された遠隔点呼の実施にかかる問い合わせ等に対応し、届出が円滑に行われるよう努めた。(関東運輸局)	○「遠隔点呼」、「運行管理の一元化」等について、本省主催の運行管理高度化ワーキンググループの検討内容等について情報収集を行うとともに、事業者に対する情報提供・周知等を図り、当該点呼実施の運用にかかる支援等を行っていく。(関東運輸局)
	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進	○	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進する。	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進した。	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進する。
	○ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用	○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用した。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。
	○通信事業者等と連携し、旅客需要を予測する「AIタクシー」の普及・促進	○	○「AIタクシー」の現状や関係事業者の最新情報を各社に提供するとともに、各通信事業者と連携し、情報交換を活発に行い、より効率の良い機器の開発に努める。(法人タクシー)	○自動車メーカー関係者とやり取りしながら、継続して「AIタクシー」の現状と最新情報の収集に努めた。(法人タクシー) ○「AIタクシー」については、新規乗務員の経験値を補うシステムとしても評価されていることから、今後の労働力不足の解消のために更なる普及に努めた。(法人タクシー)	○引き続き「AIタクシー」の現状や関係事業者の最新情報を各社に提供するとともに、各通信事業者と連携し、情報交換を活発に行い、より効率の良い機器の開発に努める。(法人タクシー)
	○AIを活用したドライブレコーダーによる交通事故削減技術の普及・促進	○	○AI機能付きドライブレコーダーの有用性について、引き続き情報提供を行い、更なる導入事業者の拡大を図る。また、関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ヒヤリハット事例を収集し、情報の共有による事故防止に努める。(法人タクシー) ○安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけでなく、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図る。(個人タクシー)	○継続してAI機能付きドライブレコーダー装着の普及促進のための、最新情報の収集に努めた。(法人タクシー) ○関東運輸局と合同で設置した「タクシー事故防止対策検討会」において、会員事業者が取組んだAI機能付きドライブレコーダーを活用した事故予防対策等が取組事例として取りまとめられ、本年4月8日付けで関東運輸局からプレスリリースされたことで、情報提供にも繋がった。(法人タクシー) ○安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけでなく、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図った。(個人タクシー)	○AI機能付きドライブレコーダーの有用性について、引き続き情報提供を行い、更なる導入事業者の拡大を図る。また、「タクシー事故防止対策検討会」の場を活用するなどして関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ヒヤリハット事例を収集し、情報の共有による事故防止に努める。(法人タクシー) ○全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図るとともに、AI機能付きドライブレコーダーの情報提供を行う。(個人タクシー)
○事業者側において、車両の動態リアルタイムで管理・把握できるシステムや配車計画システムの導入を、また、荷主側には納品等の予約受付システムの導入促進を図り、配送ルートの最適化や、荷待ち時間等の縮減などトラック運送事業者と荷主等が連携して物流全体の効率化が図られるよう取り組む	○	○評価結果に基づき、生産性を向上した配車管理システム等の導入に向けたDXを検討する。(トラック)	○研究会や講習会を開催し、物流DXに係る事業者を招聘して物流業界の課題や動向、導入事例について講演を聴いた。聴講各社は生産性を向上した配車管理システム等によるDX導入を検討したが採用には至らなかった。今後も研究会や講習会を開催し、継続して情報の収集を行う。	○評価結果に基づき、生産性を向上した配車管理システム等の導入に向けたDXを検討する。	
(2) 自動車の先進安全技術の更なる普及	○技術進展や事故データを踏まえ、事故削減効果を見極めた上でその効果の高いと期待される先進安全自動車(ASV)の開発・普及促進を引き続き進める	○	○先進安全自動車(ASV)導入支援等の自動車事故対策補助金事業による支援の周知(補助金対象装置) ・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き) ・車間距離制御装置+車線維持支援制御装置 ・ドライバー異常時対応システム ・先進ライト ・アルコール・インターロック ・側方衝突警報装置 ・統合制御型可変式速度超過抑制装置 ・事故自動通報システム(後付け含む)	【関東運輸局】 ○国土交通省において実施した自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局のホームページ、講習会等で周知した。 ○自動車販売関係団体に対し、ASV補助金の活用にかかる周知を依頼した。	○引き続き自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局ホームページ、講習会等で周知する。
	○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進	○	○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置の継続。	先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置が継続されていることについて、他の先進安全自動車の導入支援等の周知の際に合わせて行い、税制特例措置による普及に取り組んだ。また、ホームページに本省ホームページの該当箇所へのリンク付けを行った。	○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置が継続されていることを周知。
	○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載する車両に対する購入補助	○	○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置の継続。	先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置が継続されていることについて、他の先進安全自動車の導入支援等の周知の際に合わせて行い、税制特例措置による普及に取り組んだ。また、ホームページに本省ホームページの該当箇所へのリンク付けを行った。	○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置が継続されていることを周知。
	○税制特例措置による先進安全技術の普及	○	○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置の継続。	先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置が継続されていることについて、他の先進安全自動車の導入支援等の周知の際に合わせて行い、税制特例措置による普及に取り組んだ。また、ホームページに本省ホームページの該当箇所へのリンク付けを行った。	○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例措置が継続されていることを周知。
	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進	○	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進する。	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進した。	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進する。
○先進安全自動車(ASV)タクシーの導入推進の取組み 前後のセンサー等のほか、両サイドの安全装備の充実等更なる安全性の追求	○	○行政の補助金情報や自動車メーカーの最新情報を収集し、各社へ情報提供を行い、先進安全自動車(ASV)タクシー導入促進を図る。(法人タクシー) ○「個人タクシー中期取組計画」に基づき、車両代替え時において、先進技術搭載車の導入を推進する。(個人タクシー)	○継続して国土交通省の補助金情報を収集し、会員各社へ情報提供とともに導入促進を図った。(法人タクシー) ○先進安全自動車に係る行政支援策について、会員各社あて情報提供に努めた。(法人タクシー) ○「個人タクシー中期取組計画」に基づき、講習会等において先進技術搭載車の導入を推進しました。(個人タクシー)	○継続して行政の補助金情報や自動車メーカーの最新情報を収集し、各社へ情報提供を行い、先進安全自動車(ASV)タクシー導入促進を図る。(法人タクシー) ○「個人タクシー中期取組計画」に基づき、車両代替え時において、先進技術搭載車の導入を推進する。(個人タクシー)	
○先進安全自動車(ASV)の普及拡大を図るとともに、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進	○	○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成の実施。なお、アルコールインターロック装置については、東ト協等における独自の助成を継続する。(トラック)	○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成を実施した。	○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成を実施。なお、アルコールインターロック装置については、東ト協においても継続して独自に助成を行い、対前年度比2倍の助成額とすることとした。	

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(3) ICTを活用した高度な運行管理の実現	○デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施	○		○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援 補助対象機器： (1) デジタル式運行記録計 (2) 映像記録型ドライブレコーダー	○国土交通省において実施した自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局のホームページ、講習会等で周知した。	○引き続き自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局ホームページ、講習会等で周知する。
	○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討(※再掲)	○		○過労運転防止のための先進機器の導入支援 補助金対象機器： (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器(IT点呼機器) (2) 遠隔点呼機器 (3) 自動点呼機器 (4) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 (5) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 (6) 運行中の運行管理機器ITを活用した遠隔地における点呼機器	○国土交通省において実施した自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局のホームページ、講習会等で周知した。	○引き続き自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局ホームページ、講習会等で周知する。
	○自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討(※再掲)	○		○「乗務前自動点呼」及び「運行管理業務の一元化」について、本省主催の運行管理高度化ワーキンググループに参加し、実運用の検討の支援等を行う。	○本省主催運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに全て参加し、「自動点呼」及び「運行管理の一元化」の情報収集を行った。(計3回、検討会開催)(関東運輸局) ○「事業者間遠隔点呼」について、先行実施に対応すべく、管理の受委託許可にかかる体制整備を行った。また、拡大された遠隔点呼の実施にかかる問い合わせ等に対応し、届出が円滑に行われるよう努めた。(関東運輸局)	○「業務前自動点呼」、「事業者間遠隔点呼」について、本省主催の運行管理高度化ワーキンググループの検討内容等に参加して情報収集を行うとともに、事業者に対する情報提供・周知等を図り、当該点呼実施の導入にかかる支援等を行っていく。(関東運輸局)
	○先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討(※再掲)	○				
	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理を推奨	○		○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進する。	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進した。	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進する。
	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を推奨	○		○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進する。	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進した。	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進する。
	○一定の条件下、認められているICTを活用した運行管理について、コロナ感染症対策の一環としても導入促進	○		○遠隔点呼・業務後自動点呼の実施が省令改正により2023年度から可能となったことから、そうしたICTを活用した運行管理関係について情報提供に努める。(法人タクシー) ○あわせて、新たな情報について周知し、導入促進を図る。(法人タクシー)	○継続して関係メーカーの商品情報の収集に努めた。(法人タクシー) ○遠隔点呼・業務後自動点呼に加え、乗務前自動点呼についても先行実施要領が定められ、令和7年3月末まで実証が行われることとなった為、それらについて会員事業者あて周知に努めた。(法人タクシー)	○遠隔点呼・業務後自動点呼の実施時のICTを活用した運行管理関係について、最新の商品情報について継続して周知し、導入促進を図る。(法人タクシー) ○遠隔点呼・業務後自動点呼に加え、乗務前自動点呼についても会員事業者あて情報提供していく。(法人タクシー)
	○デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及・拡大	○		○使い勝手がよく、低廉なシステムの早期開発・機器認定に期待。 ○高度な点呼システムの導入は、効率化の他、交通事故の削減に大きな効果が期待されることから、国土交通省の行う自動点呼(AIロボット点呼)の実証実験等に協力していく。	○使い勝手がよく、低廉なシステムの開発・機器認定に期待したが、導入には至らなかった。使い勝手が良く、低廉で高性能の機器に関する情報収集を行う。 ○新たに、自動点呼機器導入に対する助成を実施した。	○使い勝手がよく、低廉なシステムの早期開発・機器認定に期待。 ○引き続き、自動点呼機器導入に対する助成を行うこととした。
	(4) 無人自動運転サービスに向けた安全確保	○無人自動運転サービスの実現に向けた実証実験や課題整理・検討の推進	○	○引き続き、自動運転車両の実証実験に使用する車両の安全性を確保しつつ、必要な緩和認定を実施する。また、本省主催の関係会議にオブザーバ参加し、情報収集に努めるとともに、レベル4の自動運転を行うものとして自動運行装置に係る走行環境条件の付与申請があった場合には、申請された走行環境条件内における自動運行装置の保安基準適合性の確認をし、走行環境条件の付与を行う。	○自動運転の実証実験に使用する車両について、安全性を確保できる範囲内で必要な緩和認定を60件認可した。レベル4の自動運転を行うものとして自動運行装置に係る走行環境条件の付与申請は、走行環境条件内における自動運行装置の保安基準の適合性を確認し、2件付与した。また、本省主催の関係会議へのオブザーバとしての参加や、するなどし、今後の課題等の情報収集に努め、申請に係る相談や緩和認定の審査、関係部署との連携等に活用した。(関東運輸局) ○旅客自動車運送事業者における自動運転の実証実験の試乗や情報収集等を行い、ガイドラインに基づく「対応すべき事項」の遵守状況を確認し、必要に応じ指導を行った。(関東運輸局) ○地方公共団体が実施する自動運転の取組に対する補助金(自動運転社会実装推進事業)の周知を行うとともに、活用へ向けた相談などに対して関係部署と連携して対応を行った。(関東運輸局)	○自動運転の実証実験に使用する車両について、安全性を確保できる範囲内で必要な緩和認定を60件認可した。レベル4の自動運転を行うものとして自動運行装置に係る走行環境条件の付与申請は、走行環境条件内における自動運行装置の保安基準の適合性を確認し、2件付与した。また、本省主催の関係会議にオブザーバとして参加するなどし、最新情報の収集に努めた。(関東運輸局) ○旅客自動車運送事業者における自動運転の実証実験の試乗や情報収集等を行い、ガイドラインに基づく「対応すべき事項」の遵守状況を確認し、必要に応じ指導を行った。(関東運輸局) ○無人自動運転による旅客運送事業の認可申請等は該当が無かった。(関東運輸局)
○無人自動運転サービスにおけるガイドライン等による旅客輸送の安全性及び利便性の確保					○	○省令等に基づき、実証運行・本格運行の認可申請等において旅客の利便性の確保等について引き続き、確認する。

取り組むべき課題	施策	行	事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
						【バス業界】	
	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインの周知			○	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインが廃止され、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令にその趣旨が引き継がれた旨を周知する。	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインが廃止され、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令にその趣旨が引き継がれた旨を周知した。	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインが廃止され、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令にその趣旨が引き継がれた旨を周知する。
	○国の先進安全自動車（ASV）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む			○	○国の先進安全自動車（ASV）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。	○国の先進安全自動車（ASV）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組んだ。	○国の先進安全自動車（ASV）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。
						【タクシー業界】	
	○無人自動運転サービスにおけるガイドライン及び安全性・利便性の確保と周知			○	○自動運転車両についての試乗会等に積極的に参画し、情報収集に努めるとともに、会員事業者あて周知していく。（法人タクシー）	○継続して関係各方面の情報を収集しながら、状況注視を図った。（法人タクシー） ○自動運転車両の実証実験情報について、関係する委員会等への情報提供に努めた。（法人タクシー）	○継続して機会を捉え、自動運転車両についての試乗会等に積極的に参画し、情報収集に努めるとともに、会員事業者あて周知していく。（法人タクシー）
						【トラック業界】	
	○国の先進安全自動車（ASV）推進計画及び隊列走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進に取り組む			○	○中小トラック事業者の隊列走行への参画は困難を極めるが、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進の検討について、引き続き継続する。（トラック）	○運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進については、安全が確保され、運転者不足を補うための試験的導入や試行的運用について興味を持つところである。現在、専門紙等で最近の動向や新しい情報の収集を行っているところ。	○中小トラック事業者の隊列走行への参画は困難を極めるが、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進の検討について、引き続き継続する

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策					
(1)依然として多発する乗合バスの車内事故への対応 ※重点課題				(関東運輸局・バス業界・NASVA)	
	○先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例について、指導監督マニュアルを活用して周知	○ ○	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討した。(関東運輸局・バス)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局・バス)
	○乗客に対して車内事故の危険性について周知	○ ○ ○	○「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、乗客に対する乗合バスの車内事故防止等のための啓発動画を作成し、それをを用いた啓発活動を実施する ○「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、乗合バスの車内事故防止等に係るイベントを開催し、啓発活動を実施する。 ○バスの定時運行及び車内事故防止のため、乗合自動車の発進の保護の啓発活動に努める。(バス)	○国土交通本省と「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」が連携し、乗客に対する乗合バスの車内事故防止等のための啓発動画を作成した。(関東運輸局・バス) ○国土交通本省と「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」が連携し、乗合バスの車内事故防止等に係るイベントを開催し、啓発活動を実施した。(関東運輸局・バス) ○バスの定時運行及び車内事故防止のため、乗合自動車の発進の保護の啓発活動に努めた。(バス)	○国土交通本省と連携して作成した乗客向け啓発動画「転倒事故から身を守る～安全なバスの乗り方～」を、駅、バス停、バス車内、市役所等でのデジタルサイネージ等を活用した取り組みを実施するため当該WGメンバーで関係各所に協力依頼を行う。(関東運輸局・バス) ○バスの定時運行及び車内事故防止のため、乗合自動車の発進の保護の啓発活動に努める。(バス)
	○道路利用者に対し、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知	○ ○	○「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故の誘発要因となることについて、啓発動画の作成等を行い、道路利用者へ周知する。	○「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故の誘発要因となることについて、一般ドライバー等に向けた啓発動画の作成等を行った。	○国土交通本省と連携して作成した一般ドライバー等向け啓発動画「車や自転車を運転される方へのお願い～路線バス車内における転倒事故を防止するために～」を、駅、バス停、バス車内、市役所等でのデジタルサイネージ等を活用した取り組みを実施するため当該WGメンバーで関係各所に協力依頼を行う。(関東運輸局・バス)
	○運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底	○	○車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果等を説明するとともに、着座確認の徹底など防止策について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA) ○自動車事故報告書を分析し、車内事故が多い事業者に対し重点的に「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」による添乗調査を実施し、発進時及び降車時における乗客の安全確認、車内放送の活用等チェックし、その結果を基に調査対象事業者を指導する。(関東運輸局)(バス) ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、管内のバス事業者に車内事故の再発防止策等について講義する。(関東運輸局) ○「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、乗合バスの車内事故防止にかかる運転の際の留意点等について指導するための動画を作成し、運転者の指導・監督に活用する。(関東運輸局) ○運転者教育資料「乗合バス車内事故削減に向けて」を、運行管理者を対象とする講習会等において周知する。さらに、それらを運転者に対する指導監督に活用するよう、事業者等に求めていく。(関東運輸局)(NASVA)	○車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果等を説明するとともに、着座確認の徹底など防止策について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA) ○自動車事故報告書を分析し、車内事故が多い事業者に対し重点的に「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」による添乗調査を実施し、発進時及び降車時における乗客の安全確認、車内放送の活用等チェックし、その結果を基に調査対象事業者への指導を行った。(関東運輸局)(バス) ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、管内のバス事業者に車内事故の再発防止策等について講義した。(関東運輸局) ○国土交通本省と「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」が連携し、バス運転者が車内人身事故防止のために気をつけること、把握することが望ましい車内転倒事故の危険性等について啓発した動画「安全は全てに優先する～バス運転者にとってほしい車内転倒事故の危険性～」の作成等を行った。(関東運輸局・バス) ○運転者教育資料「乗合バス車内事故削減に向けて」を、運行管理者を対象とする講習会等において周知する。さらに、それらを運転者に対する指導監督に活用するよう、事業者等に求めた。(関東運輸局)(NASVA)	○車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果や具体的な事例等を説明するとともに、着座確認の徹底など防止策について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA) ○自動車事故報告書を分析し、車内事故が多い事業者に対し重点的に「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」による添乗調査を実施し、発進時及び降車時における乗客の安全確認、車内放送の活用等チェックし、その結果を基に調査対象事業者を指導する。(関東運輸局)(バス) ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、管内のバス事業者に車内事故の再発防止策等について講義する。(関東運輸局) ○国土交通本省と連携して作成したバス運転者向け啓発動画「安全は全てに優先する～バス運転者にとってほしい車内転倒事故の危険性～」を講習会等において周知する。(関東運輸局) ○「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において作成されたバス運転者向けの車内事故防止のための啓発動画及び運転者教育資料「乗合バス車内事故削減に向けて」を、運行管理者を対象とする講習会等において具体的な事例を用いて周知する。さらに、それらを運転者に対する指導監督に活用するよう、引き続き事業者等に求めていく。(関東運輸局)(NASVA)
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA)	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法や事故事例研究に基づく要因分析及事故防止対策の検討方法について講義を行った。(NASVA)	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA)
【バス業界】					
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施の推進	○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用した。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施した。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。
	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底	○	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させた。	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。
	○車内事故防止の啓発活動の実施の推進	○	○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努める。 ○乗合自動車の発進の確保のため、引き続き啓発に努める。	○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努めた。 ○乗合自動車の発進の確保のため、引き続き啓発に努めた。	○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努める。 ○乗合自動車の発進の確保のため、引き続きポスター掲出、ラッピングバス、ステッカーによる啓発に努める。
	○運転者、乗客が無意識に動作を先行してしまうことについて運転者教育を推進	○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを活用し、交通安全教育及び添乗指導を行う。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを活用し、交通安全教育及び添乗指導を行った。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを活用し、交通安全教育及び添乗指導を行う。
	○停留所等発進時における安全基本動作の徹底	○	○添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。	○添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させた。	○添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。

取り組むべき課題	施策	行	事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】	
(2)路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応	○車いす未固定による危険性や車いす種類毎の固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進	○			○機会を捉えて、「車いす使用者に関する車内事故防止のための取組について」を各種講習会等において周知する。(関東運輸局)	○事業者指導の機会において、「車いす使用者に関する車内事故防止のための取組について」を踏まえた周知等を行った。(関東運輸局) ○「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応の検討は十分ではなかった。(バス)	○事業者指導等の機会を捉えて、「車いす使用者に関する車内事故防止のための取組について」を周知する。(関東運輸局・バス協会) ○「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局・バス)	
	○車いす使用者のバス利用に関して、バス利用者からの受容を促進	○	○	○	○「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局) (バス)			
	○車いす固定に関する関係者間(行政、バス事業者、車いす使用者、車いすメーカー等)での情報共有の促進	○	○	○				
	○車いすに係る事故報告の拡充による事故実態の把握と対策検討	○			○本省自動車局で検討事項となっているため、改正があり次第通達の発出や各種講習会等で周知徹底を図る。(関東運輸局)			令和5年度中に関係法令の改正なし。 なお、自動車事故報告規則に基づき報告があった車内事故のうち車椅子利用者が関係する報告は1件(令和5年1月～12月)
						【バス業界】		
	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨		○			○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨する。	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨した。	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨する。
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推奨		○			○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用した。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。
○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨		○			○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨した。	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。	

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(3) 高齢歩行者の死傷事故への対応				【関東運輸局】	
	○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進(※再掲)	○	○自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、先進安全技術の開発については、必要に応じて実証実験等に参加していく。(関東運輸局) ○高齢者が関係する重大事故について、調査分析や統計の結果を公表し、各事業者における事故防止対策に活用していただけるよう周知していく。(関東運輸局)	各種講習会等を通じて高齢者が関係する事故の事例を紹介し、高齢者の行動特性を踏まえた事故防止対策について周知を行った。	○自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、先進安全技術の開発については、必要に応じて実証実験等に参加していく。(関東運輸局) ○高齢者が関係する重大事故について、調査分析や統計の結果を公表し、各事業者における事故防止対策に活用していただけるよう周知していく。(関東運輸局)
	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制の構築	○	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築する。	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築した。	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築する。
	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付	○	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などとする。	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付した。	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内への貼付など推進する。
	○高齢歩行者に対する全ての発進時の直前横断者との事故防止	○	○高齢歩行者に対する全ての発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導する。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用を指導する。	○高齢歩行者に対する全ての発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導した。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用を指導した。	○高齢歩行者に対する全ての発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導する。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用を指導する。
				【バス業界】	
	○路上寝込み者発見時の警察への通報及び保護活動(29都府県で警察との協定を締結)	○	○会員各社へ協力依頼の周知を図るとともに、警察と協定の締結を推進することにより、警察への通報と保護活動を今後も継続実施していく。(法人タクシー)	○路上横断者を発見後に救護活動に貢献した会員事業者乗務員に対し、発見場所管轄の警察署及び東京タクシー防犯協会より感謝状が授与された(法人タクシー) ○会員各社に対し、警察との協定に基づく、路上寝込み者の通報等について周知。(法人タクシー)	警察と協定の締結を推進するとともに、路上寝込み者発見時の警察への通報と保護活動を引き続き会員各社に協力を依頼し、これらの活動を実施していく。(法人タクシー)
	○徘徊老人等の保護等	○	○会員各社へ協力依頼の周知を図るとともに、警察等と協定の締結に基づき、高齢者のほか、子供や女性等、犯罪被害に遭いやすい人への積極的な声掛けと警察への通報を今後も継続実施する(法人タクシー)	○継続して会員各社への周知を図った。(法人タクシー) ○警察との協定や、地域の見守り活動を通じた特殊詐欺事件の未然防止や、徘徊老人等の保護を実施するとともに、善行の協会長表彰を実施。(法人タクシー)	○改めて「タクシーこども110番」ステッカーを配布し、子供や女性等、犯罪被害に遭いやすい人への積極的な声掛け、警察への通報をに関する協力依頼を実施する。(法人タクシー) ○会員各社へ協力依頼の周知を図るとともに、警察等と協定の締結に基づき、高齢者のほか、子供や女性等、犯罪被害に遭いやすい人への積極的な声掛けと警察への通報を今後も継続実施する(法人タクシー)
	○高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行	○	○安全運転に努めるよう引き続き各社へ協力依頼の周知を図るとともに、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努める。特に全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会の実施を行う。(法人タクシー) ○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起を図る。(個人タクシー)	○高齢歩行者の事故発生状況、事故の特徴及び防止対策について、指導者用と乗務員用の資料を作成し、配布するとともに、ホームページに掲載し事故防止に努めた。 ○また、会員事業者や協会各支部において、事故防止について研修会(東タク協は春・秋年2回の事故防止責任者講習会)を開催し事故防止を推進した。(法人タクシー) ○全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期を活用し、高齢者の事故防止について最重要事項として会員各社に周知するとともに、輸送の安全について再点検を実施。また神奈川県タクシー協会では、経営者及び管理者が参加する労務・経営研修会を開催し、慶応義塾大学の教授を招き、ストレスと大病の因果関係についての講演を実施。(法人タクシー) ○研修時に高齢者の行動特性等の情報提供を行うなど注意喚起を行った。(個人タクシー)	○継続して安全運転に努めるよう各社へ協力依頼の周知を図るとともに、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努める。 特に全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、事故防止責任者等への講習会の実施、指導員研修会等における講習会の実施を行う。(法人タクシー) ○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起を図る。(個人タクシー)
				【トラック業界】	
○高齢歩行者が事故被害者となる事故実態について調査・分析を行い、高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断等)を把握したうえで、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知するほか、事故を未然に防ぐための車両周辺の安全確認支援装置の導入促進	○	○全ト協の車種別交通死亡事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し引き続き助成する。(トラック)	○全ト協の車種別交通死亡事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し助成した。	○全ト協の車種別交通死亡事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し引き続き助成する。	

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(4) 高齢運転者事故への対応	○高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例の周知		○			
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨		○	○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行うとともに、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行った。なお、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」等の周知を図った。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行うとともに、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起		○			
	○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発・受診促進		○	○令和7年度のリリースに向けて、高齢運転者の事故防止対策として、大学等と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目について研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する適性診断の検証研究を進めていく。(NASVA)	○当初の予定通り、令和7年度のリリースに向けて、高齢運転者の事故防止対策として、大学等と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目について研究開発を着実に進めており、時代に即した運転環境に対応する適性診断の検証研究を進めている。(NASVA)	○引き続き、令和7年度のリリースに向けて、高齢運転者の事故防止対策として、大学等と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目について研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する適性診断の検証研究を進めていく。(NASVA)
【トラック業界・NASVA】						
	○適性診断(適齢診断)受診の徹底と活用促進		○	○巡回指導において受診の徹底を指導するとともに、適齢診断の助成を通じ受診の促進を図った。(トラック) ○高齢ドライバーが多いことが予想される幼稚園・保育園に対しても、昨年度と同様に、メール、文書等で受診を促すとともに、適性診断の結果を活用する講座の案内については、引続き、メールマガジンでメールの配信を行う。(NASVA)	○巡回指導において受診の徹底を指導するとともに、適齢診断の助成を通じて受診の促進を図った。(トラック) ○高齢ドライバーが多いことが予想される幼稚園・保育園の約500者に対して、メール、文書等で受診を促した。また、適性診断の結果を活用する講座の案内については、メールマガジンでメールの配信を行った。(NASVA)	○巡回指導において受診の徹底を指導するとともに、適齢診断の助成を通じ受診の促進を図る。(トラック) ○受診歴のある事業者に対して、昨年度と同様にメール、文書等で受診を促すとともに、適性診断の結果を活用する講座の案内については、引続き、メールマガジンでメールの配信を行う。(NASVA)
【バス業界】						
	○高齢運転者の健康管理の把握を推奨		○	○OSASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努める。	○OSASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努めた。	○OSASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努める。
	○健康管理マニュアルの活用を推奨		○	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理に努める。(バス)	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理に努めた。(バス)	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理に努める。(バス)
【タクシー業界】						
	○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施		○	○高齢運転者に対する具体的な取組みについては、会員各社が健康管理をはじめ法令で定められた適齢診断の受講、運転技術の把握及び指導等を実施。(法人タクシー) ○2022年4月と9月に警察主催の「高齢タクシードライバー講習」に65歳以上の法人及び個人タクシー乗務員の参加と、当協会交通事故防止委員会委員の見学参加により、高齢運転者による交通事故の実情と特徴について周知を図った。(法人タクシー) ○警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人タクシー)	○2023年4月と9月に警察主催の「高齢タクシードライバー講習」に65歳以上計28名の法人及び個人タクシー乗務員の参加と、当協会交通事故防止委員会委員の見学参加により、高齢運転者による交通事故の実情と特徴について周知を図った。(法人タクシー) ○高齢運転者に対する具体的な取組みについては、会員各社が健康管理をはじめ法令で定められた適齢診断の受講、運転技術の把握及び指導等を実施。(法人タクシー) ○警視庁主催の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全に参加し、日頃の自分の運転を見直すとともに安全運転の重要性を再認識した。(個人タクシー)	○2024年5月より座学、路上教習に運転適性検査や視野検査が講習内容に加えられ。毎月1回開催されることになった警察主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、運行管理者等の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導を行うとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。(法人タクシー) ○高齢運転者に対する具体的な取組みについては、会員各社が健康管理をはじめ法令で定められた適齢診断の受講、運転技術の把握及び指導等を実施するよう。(関東地区) ○警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人タクシー)
【トラック業界】						
	○高齢者特有の運転行動等について啓発するとともに、高齢運転者の事故事例などを踏まえた事故防止活動を展開		○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において引き続き周知徹底を図る。(トラック)	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知徹底を図った。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において継続して周知徹底を図る。

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化					
(1)各業態の特徴的な事故への対応 ※重点課題(タクシー事業における事故)			【関東運輸局・バス業界・タクシー業界・トラック業界・NASVA】 ○各業態で特徴的な事故(タクシーの出会い頭事故、乗合バスの車内事故、トラックの追突事故、健康起因事故、死傷事故)について、引き続き調査・分析を行い、事業者や関係団体が事故防止対策や安全意識の醸成に役立てられるように公表・周知を行うと共に、事故事例をHPに公表し、周知を行う。(関東運輸局) ○貸切バス運転者に対する実技指導の具体的な事例を示した動画を作成し公表する。(関東運輸局・バス) ○路上横断事故削減のために作成した啓発動画を各講習会等において周知する。(関東運輸局・タクシー) ○令和4年度に作成した一般啓発用動画「安心安全輸送のため、トラック輸送業からのお願いです」を広く周知し、一般の道路利用者への事故防止の啓発を図る。(関東運輸局・トラック) ○各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止対策について講義を行う。(NASVA) ○タクシー事故防止対策検討会で作成された「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事事故の防止について」の資料の周知を行う。(NASVA)	○令和5年中に発生した各業態で特徴的な事故について、特に増加傾向にある健康起因事故3件及び法人タクシーによる不適切な扉の開閉操作に伴う死傷事故1件、合計4件を一般調査対象事故として選定し調査分析を実施した。調査分析結果については関東運輸局HPに公表するとともに、各種講習会等を通じて周知することとしている。(関東運輸局) ○国土交通本省及び関東地区バス保安対策協議会と連携し、車内事故防止のための啓発動画として、乗車後の着席など乗客向けの留意点をまとめた「転倒事故から身を守る～安全なバスの乗り方～」、バスの直前への割り込みなど一般ドライバー向けの留意点をまとめた「車や自転車を運転される方へのお願い～路線バス車内における転倒事故を防止するために～」、着座の確認などのバス運転者向けの留意点をまとめた「安全は全てに優先する～バス運転者にとってほしい車内転倒事故の危険性～」をそれぞれ制作しHPに掲載した。(関東運輸局・バス) ○国土交通本省と連携し、貸切バス運転者を対象とした、一般道、高速道路、上り・下り坂等の走行時における車両特性を踏まえた運転の際の指導方法を取りまとめた実技指導のための動画「貸切バスの実技指導の例」を制作し関東運輸局HP等に公表した。(関東運輸局・バス) ○「タクシー事故防止対策検討会」において制作されたタクシーの路上横断事故削減のために啓発動画をホームページや講習会等で周知した。また、同検討会において、タクシー事業者による事故防止のために有効な取組事例を集めた「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」を令和5年度に取りまとめた。(関東運輸局・タクシー) ○「関東圏における自動車事故防止対策検討会」において令和4年度に作成した、一般啓発用動画「安心安全輸送のため、トラック輸送業からのお願いです」を周知し、一般の道路利用者への事故防止の啓発を図った。また、同検討会において、近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、トラック事業者が運転者の健康管理の重要性を共有することにより、同種事故を未然に防止することを目的とした「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」について令和5年度に作成した。(関東運輸局・トラック) ○各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止対策について講義を行った。(NASVA) ○貸切バス運転者に対する実技指導の具体的な事例を示した動画を周知し、活用した。(バス) ○路上横断事故削減のために、事故防止責任者講習会等においてドライブレコーダー映像の上映や、協会会員専用ホームページ掲載により周知した。(東タク協) ○路上横断事故削減のために「関東・タクシー事故防止対策検討会」が作成した動画について、当協会ホームページの会員専用ページに掲載し、事故防止の研修に活用するよう周知を図った。(関東地区) ○令和4年度に作成した一般啓発用動画「安心安全輸送のため、トラック輸送業からのお願いです」をイベント等で放映することで広く周知し、一般の道路利用者への事故防止の啓発を図った。(関東運輸局・トラック) ○近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、事業者が運転者の健康管理の重要性を共有することにより、同種事故を未然に防止することを目的とした「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を作成した。(関東運輸局・トラック)	○各業態で特徴的な事故(タクシーの出会い頭事故、乗合バスの車内事故、トラックの追突事故、健康起因事故、死傷事故)について、引き続き調査・分析を行い、事業者や関係団体が事故防止対策や安全意識の醸成に役立てられるように公表・周知を行うと共に、事故事例をHPに公表し、周知を行う。(関東運輸局) ○国土交通本省と連携して作成した、「転倒事故から身を守る」、「車や自転車を運転される方へのお願い」の各啓発動画を、駅、バス停、バス車内、市役所等でのデジタルサイネージを活用した取り組みを実施するため関係各所に協力依頼を行う。(関東運輸局・バス) ○貸切バス運転者を対象とした実技指導を例示した動画「貸切バスの実技指導の例」について講習会等での周知を図る。(関東運輸局・バス) ○前年度に作成した「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」の活用を図る。 ○ヒヤリハットや事故事例等より危険とされている「交差点」や「狭い道路」等の地点について情報収集を行い、調査・検証し、どのような交通状況のもとで発生しているのかを取りまとめ、類似する場所は注意が必要であることを関係事業者へ周知を図る。(関東運輸局・タクシー) ○タクシー事業者による出会い頭衝突事故削減等に向けた優良な取り組みについて情報収集を行い取りまとめ公表し、関係事業者の運転者指導等への活用を促す。(関東運輸局・タクシー) ○タクシーが関係する交通事故を類型化した状況等を踏まえ、交通事故統計等から事故の発生地点、行動類型、危険認知速度等を取りまとめ関係事業者へ周知を図る。(関東運輸局・タクシー) ○適切な運行管理と安心経営のためのICTの活用について検討する。(関東運輸局・トラック) ○ワーキンググループ等で作成した啓発動画や資料について、引き続きホームページや講習会等で周知を行う。(関東運輸局)
○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討	○				
○各業態の特徴的な事故に対する優良取組事例を周知し、事故防止を啓発	○		○2022年に引き続き、事故調査等で知り得た優良取組事例や他部署との情報共有で知り得た取組事例を各種講習会等で周知を行う。	○令和5年中に発生した各業態で特徴的な事故について、調査分析を実施した。調査分析結果については関東運輸局HPに公表するとともに、各種講習会等を通じて周知することとしている。(関東運輸局) ○「タクシー事故防止対策検討会」において、タクシー事業者による事故防止のために有効な取組事例を集めた「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」を令和5年度に取りまとめた。(関東運輸局・タクシー) ○近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、事業者が運転者の健康管理の重要性を共有することにより、同種事故を未然に防止することを目的とした「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を作成した。(関東運輸局・トラック)	○引き続き、各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止対策について講義を行う。(NASVA) ○引き続き、タクシー事故防止対策検討会で作成された「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事事故の防止について」の資料の周知を行う。(NASVA) ○貸切バス運転者に対する実技指導の具体的な事例を示した動画による周知・活用を継続する。(バス) ○継続して路上横断事故削減のために、事故防止責任者講習会等においてドライブレコーダー映像の上映や、協会会員専用ホームページや協会LINE等に掲載により周知するとともに、路上横断者の救護へ更なる協力を促していく。(東タク協) ○定期的な事故防止研修に活用するよう継続的な周知を図る。(関東地区) ○令和4年度に作成した一般啓発用動画「安心安全輸送のため、トラック輸送業からのお願いです」を引き続き公開することで広く周知し、一般の道路利用者への事故防止の啓発を図る。(関東運輸局・トラック) ○令和5年度に作成した「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を講習会等の機会を捉えて広く周知し、事故の発生原因やその改善対策を検討することで事故防止の啓発を図る。(関東運輸局・トラック)
○事業用自動車事故調査委員会にて検討された再発防止策の確実な推進	○		○2022年に引き続き、事故調査委員会が検討された再発防止策に基づいて、事故調査時や、事業者指導時、各種講習会等で周知を行う。	事故調査委員会できりまとめられた事案(タクシー事業者1件、貨物事業者1件)について、事故の原因分析及び再発防止策を各種講習会等を活用して周知を実施した。	○2023年に引き続き、事故調査委員会が検討された再発防止策に基づいて、事故調査時、事業者指導時及び各種講習会等で周知を行う。
【バス業界】					
○交差点右左折時には、横断歩道手前で一旦停止する安全教育を徹底	○		○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認を指導する。 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導する。	○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認を指導した。 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導をした。	○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認を指導する。 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導をする。
○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底(※再掲)	○		○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する。	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底した。	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する。
○乗客へのシートベルトの着用案内を徹底	○	○	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底する。	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底した。	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底する。
○発進時の直前横断者との事故防止	○		○全ての発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導する。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用を指導する。	○全ての発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導した。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用を指導した。	○全ての発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導する。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用を指導する。

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等) 【タクシー業界】	【2024年度取り組み予定】
	○交差点内事故（出会い頭、人対車両）防止対策と路上寝込み者の横過事故防止対策。特に安全不確認・前方不注意・信号無視等違反防止のため、初心に戻り基本動作の徹底	○		○警察からの交通安全情報や事故情報を各社へ提供し、乗務員の安全運転向上意識を高めるよう引き続き会員各社へ周知するとともに、フロントミラーやサイドミラーだけでなく、目視による安全確認の励行、歩行者や自転車の飛び出しを予測した危険予知運転の励行、早めのライトオンと夜間におけるハイビームとロービームの小さな切り替えによる交通事故防止を継続指導する。また、乗務員教育用教材として、タクシー事故防止対策検討会で作成した「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」を協会ホームページに掲載し、教材の活用を促進する。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知や、指導員研修会等における講習会での周知徹底を図る。（法人タクシー） ○2023年も引き続き、各社乗務員教育にて有効活用してもらうべく教養資料を作成し、東京ハイヤー・タクシー協会HPの掲載と、LINEによる乗務員への情報提供に努める。（法人タクシー） ○安全対策推進会議等において周知徹底を図るとともに、ハイビームを活用し深夜における路上横臥の横過事故防止を図る。（個人タクシー）	○警察からの交通安全情報や事故情報については、各社へ東タク協ホットラインメール等に提供するとともに、交差点内の事故について、事故統計データで分析を行い事故発生原因、背景及び防止対策を資料にまとめ、各社へ展開し事故防止を図った。（法人タクシー） ○関東運輸局「タクシー事故防止対策検討会」で教養資料を、各社乗務員指導教育での活用促進を図るため、東タク協会HPに掲載したとともに、交通安全運動期間等の機会を捉え、乗務員等に対し、LINEやタクシー乗り場での事故防止のチラシを配布し、注意喚起を促すことによる事故防止を図った。（法人タクシー） ○警察からの事故情報については、適宜会員各社あて周知をした。また、出会い頭、人対車両事故については、全国交通安全運動及び輸送安全総点検におけるサービス向上運動において、実施要領中に重点事項として定めるとともに、支局担当官を講師で招いて開催した指導員研修会により改めて周知徹底を図った。（法人タクシー） ○講習会及び小グループによるドライブレコーダー映像を活用した事故の状況及び特徴について意見交換等により危険予知訓練を実施した。（個人タクシー）	○継続して警察からの交通安全情報や事故情報については、各社へ東タク協ホットラインメール等に提供するとともに、交差点内の事故について、事故統計データで分析を行い事故発生原因、背景及び防止対策を資料にまとめ、各社へ展開していくとともに、関東運輸局「タクシー事故防止対策検討会」で制作した教養資料を東タク協会会員専用HPにやLINEに掲載し、各社の乗務員指導に活用してもらう。（法人タクシー） ○警察からの交通安全情報や事故情報を各社へ提供し、乗務員の安全運転向上意識を高めるよう引き続き会員各社へ周知するとともに、フロントミラーやサイドミラーだけでなく、目視による安全確認の励行、歩行者や自転車の飛び出しを予測した危険予知運転の励行、早めのライトオンと夜間におけるハイビームとロービームの小さな切り替えによる交通事故防止を継続指導する。また、乗務員教育用教材として、タクシー事故防止対策検討会で作成した「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」を協会ホームページに掲載し、教材の活用を促進する。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知や、指導員研修会等における講習会での周知徹底を図る。（法人タクシー） ○安全対策推進会議等において周知徹底を図るとともに、ハイビームを活用し深夜における路上横臥の横過事故防止を図る。（個人タクシー）
	○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。特にドラレコ・デジタコによる危険予知訓練の推進	○		○会員各社に向けて、乗務員教育にて日々徹底をしてもらうよう周知するとともに、横断歩道及びその付近の歩行者や自転車の有無の確認及び行動注視を確実にし、歩行者及び自転車等の交通弱者保護の徹底を図る。また、KYT教材を提供していくことによる危険予知訓練、AI機能付きドライブレコーダーの装着による運転者の特性を生かした危険予知教育を推進していく。（法人タクシー） ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練（KYT）を継続的に実施する。（個人タクシー）	○交差点等の通過時において、歩行者等の優先及び事故発生状況並びに事故の特徴について、指導者用、乗務員用に資料を作成し、各社へ配布・ホームページの掲載を行い事故防止対策の周知徹底を図った。（法人タクシー） ○全国交通安全運動及び輸送安全総点検におけるサービス向上運動において、実施要領中に重点事項として定めるとともに、支局担当官を講師で招いて開催した指導員研修会により改めて周知徹底を図った。（法人タクシー） ○講習会及び小グループによるドライブレコーダー映像を活用した事故の状況及び特徴について意見交換等により危険予知訓練を実施した。（個人タクシー）	○継続して会員各社に向けて、乗務員教育にて日々徹底をしてもらうよう周知するとともに、横断歩道及びその付近の歩行者や自転車の有無の確認及び行動注視を確実にし、歩行者及び自転車等の交通弱者保護の徹底を図る。また、KYT教材を提供していくことによる危険予知訓練、AI機能付きドライブレコーダーの装着による運転者の特性を生かした危険予知教育の推進を進めていく。（法人タクシー） ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練（KYT）を継続的に実施する。（個人タクシー）
	○運行管理者等による同乗指導。長年にわたる「慣れと負の学習」の運転の是正指導	○		○会員各社に向けて、乗務員への指導徹底を図るよう改めて周知するとともに、乗務員教育（現任教育も含む）における定期的な同乗指導の実施を行う。（法人タクシー）	○各社の運行管理者等に対し、安全指導の充実を図るため、会員事業者や各支部において研修会（東タク協は春・秋年2回の事故防止責任者講習会）を開催し、安全指導の徹底を図った。（法人タクシー） ○特に同乗指導についての情報発信はしていないが、会員各社においては実施している。（法人タクシー）	○継続して、会員各社に向けて、乗務員への指導徹底を図るよう改めて周知するとともに、乗務員教育（現任教育も含む）における定期的な同乗指導の実施を行う。また、各社の運行管理者等に対し、安全指導の充実を図るため、会員事業者や各支部において研修会（東タク協は春・秋年2回の事故防止責任者講習会）を開催し、安全指導の徹底を図る。（法人タクシー） ○会員各社に向けて、乗務員への指導徹底を図るよう改めて周知するとともに、乗務員教育（現任教育も含む）における定期的な同乗指導の実施を行う。（法人タクシー）
	○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行	○		○例年、都内無線局の協力で秋から冬にかけて3ヶ月間、乗務員へ無線による呼び掛け活動をしており、引き続き活動を進めていくとともに、点灯開始時間を設定し周知を図るとともに、無線基地局から点灯するよう一斉指令を行い、確実な点等の実施に努める。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底を図る。（法人タクシー） ○薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する。（個人タクシー）	○継続して今回も、2023年11月より2024年1月末までの3ヶ月間、都内各無線基地局の協力で、乗務員に対する無線による呼び掛け活動を実施した。（法人タクシー） ○早めのライト点灯とこまめなライト上向きについて、全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期に周知徹底した。（法人タクシー） ○会議、研修会において周知を図るとともに、ポスター、リーフレットを作成し「早めのライト点灯、ハイビーム」の啓発を行った。（個人タクシー）	○例年、都内無線局の協力で秋から冬にかけて3ヶ月間、乗務員へ無線による呼び掛け活動をしており、引き続き活動を進めていくとともに、点灯開始時間を設定し周知を図るとともに、無線基地局から点灯するよう一斉指令を行い、確実な点等の実施に努める。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底を図る。（法人タクシー） ○薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する。（個人タクシー）

取り組むべき課題	施策	行	事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
	○全国交通安全運動期間及び年末年始等における街頭指導の実施			○	○春秋の全国交通安全運動期間中及び年末におけるシートベルトの着用調査及び安全運転啓発活動を継続実施するほか、タクシーの日や年末の繁忙期を捉えた街頭指導の継続実施に努める。(法人タクシー)	○2023年5月、9月及び12月に東京運輸支局立ち合いのもと、シートベルト着用調査及び乗務員への交通事故防止呼び掛け活動を実施し、現場において直接指導を行った。(法人タクシー) ○全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期を捉え、シートベルトの着用確認及び安全運転啓発活動等を実施するとともに、夏の交通事故防止運動及び輸送安全総点検時に神奈川運輸支局長による街頭査察を実施。(法人タクシー)	○春・秋の全国交通安全運動期間中及び年末におけるシートベルトの着用調査及び安全運転啓発活動を継続実施するほか、タクシーの日や年末の繁忙期を捉えた街頭指導の継続実施に努める。(法人タクシー)
	○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」(事業者大会決議)による交通安全意識等の定着・向上			○	○交通安全を意識した走行を乗務員へ心がけるよう会員各社へ引き続き周知するとともに、大会決議の周知と協会を挙げた共通認識の醸成を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において策定された「事故削減等に向けて取り組む重点項目」の周知徹底を図る。(個人タクシー)	○2023年8月に「夏季の交通事故防止0運動」の実施等関係行事を通じ、乗務員への交通安全意識の向上と、会員各社の事故防止への取組促進を図った。(法人タクシー) ○輸送の安全確保は、業界の最優先課題であることから、全国交通安全運動及び輸送安全総点検など様々な機会を捉えて周知した。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において「事故削減等に向けて取り組む重点項目」を定め文書及び会員専用HPにて周知徹底を図った。(個人タクシー)	○交通安全を意識した走行を乗務員へ心がけるよう会員各社へ引き続き周知するとともに、大会決議の周知と協会を挙げた共通認識の醸成を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において策定された「事故削減等に向けて取り組む重点項目」の周知徹底を図る。(個人タクシー)
	○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進			○	○春と秋の交通安全運動を捉えた事故防止責任者講習会を開催し、安全運転管理者等に新任乗務員に対する指導要領を教養し、新任乗務員の交通事故防止と職場定着率の向上を図り、外部機関等を活用した初任運転者教育を充実させる。(法人タクシー)	○2023年3月と9月に開催の事故防止責任者講習会を通じ、管理者及び新任乗務員への交通事故防止への意識向上を図った。(法人タクシー) ○年1回交通指導員(運行管理者等)に対する研修会を実施し、行政機関、事故防止の専門家等に事故防止に係る講演を依頼することにより、新任乗務員を含めた乗務員教育の充実を図った。(法人タクシー)	○春と秋の交通安全運動を捉えた事故防止責任者講習会を開催し、安全運転管理者等に新任乗務員に対する指導要領を教養し、新任乗務員の交通事故防止と職場定着率の向上を図り、外部機関等を活用した初任運転者教育を充実させる。(法人タクシー) ○運行管理者等に対する講習会を開催し、乗務員の交通事故防止と新任乗務員の職場定着率の向上を図り、外部機関等を活用した初任運転者教育を充実させる。(法人タクシー)
	○すべての座席でシートベルト着用の徹底			○	○例年春・秋・年末にハイタク関係3団体による乗務員へ交通事故防止の呼び掛けを含めた街頭指導を実施しており、引き続きの実施と各社への実施結果を周知する。また、後部座席タブレットによるアナウンスを実施する。(法人タクシー) ○事故の被害軽減や車内事故防止のため、シートベルト着用ステッカーの貼付などにおいて利用者の理解を求める。(個人タクシー)	○2023年5月、9月及び12月に東京運輸支局立ち合いのもと、シートベルト着用調査及び乗務員への交通事故防止呼び掛け活動を実施し、結果を会員各社へ周知した。(法人タクシー) ○全国交通安全運動及び輸送安全総点検等の時期を捉えた街頭指導によるシートベルトの着用の指導及び会員各社による個別指導を実施。加えて後部座席のシートベルト着用については、乗務員の丁寧な呼び掛けや、後部座席タブレット等により注意喚起。(法人タクシー) ○乗車時の声掛け及びステッカーの貼付により乗客へシートベルト着用の周知を図った。(個人タクシー)	○例年春・秋・年末にハイタク関係3団体による乗務員へ交通事故防止の呼び掛けを含めた街頭指導を実施しており、引き続きの実施と各社への実施結果を周知する。(法人タクシー) ○全国交通安全運動及び輸送安全総点検等の時期を捉えて乗務員等に対する交通事故防止の呼び掛けを含めた街頭指導の実施及び後部座席タブレットによるアナウンスを実施する。(法人タクシー) ○事故の被害軽減や車内事故防止のため、シートベルト着用ステッカーの貼付などにおいて利用者の理解を求める。(個人タクシー)
	○ポスター、機関誌等による広報、啓発			○	○協会等作成のポスター等を営業所内の目につく場所に貼付するほか、協会発出の通達の内容を確実に個々の乗務員に周知する。また、特徴的な事故案件等の定期的な広報を行う。(法人タクシー) ○本年8月5日(土)に開催の「タクシーの日」イベントにて、来場者に協会交通事故防止委員会や会員事業者の交通事故防止への取組をまとめたパネルを展示しPRに努める。(法人タクシー) ○事故削減目標を達成するため、統一したスローガンを掲げ責任ある活動を展開する。この為、両交通共済及び各団体に対する広報(ポスター配付)と全事業者に対するリーフレットの配付を行い、周知徹底を図る。(個人タクシー)	○継続して東京都及び国土交通省からのPRポスターによる会員への周知を図るとともに、協会より交通事故防止関係の通達文書について各社への確実な周知を図った。(法人タクシー) ○国交省、県警本部からの事故防止に係るポスター等については、会員事業者に周知徹底を図るとともに、社会的に影響のある事故等が発生した際には、会長及び交通指導事故防止委員長名で事故案件を会員各社に周知し、乗務員に注意喚起を行った。(法人タクシー) ○関東支部、両交通共済連名による統一スローガンを記載したポスター、リーフレットを作成し周知徹底を図った。(個人タクシー)	○協会等作成のポスター等を営業所内の目につく場所に貼付するほか、協会発出の通達の内容を確実に個々の乗務員に周知する。また、特徴的な事故案件等の定期的な広報を行う。(法人タクシー) ○本年8月3日(土)に開催の「タクシーの日」イベントにて、来場者に協会交通事故防止委員会や会員事業者の交通事故防止への取組をまとめたパネルを展示しPRに努める。(法人タクシー) ○事故削減目標を達成するため、統一したスローガンを掲げ責任ある活動を展開する。この為、両交通共済及び各団体に対する広報(ポスター配付)と全事業者に対するリーフレットの配付を行い、周知徹底を図る。(個人タクシー)
【トラック業界】							
	○車籍別、発生地域別、車両区別、道路区別等詳細に交通事故実態を分析・把握するとともに、交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識の高揚を図る			○	○全ト協取り纏め車籍別分析データに基づき、事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、引き続き都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発生し再発防止を図る。(トラック)	○都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発生し再発防止を図るとともに、対前年増加傾向にある場合等、必要に応じて注意喚起文書を発生することにより、交通事故防止の意識の高揚を図った。また、ドライバー教育用動画を作成し、これを活用することにより事故の未然防止に注力した。	○全ト協取り纏め車籍別分析データに基づき、事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、引き続き都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発生し再発防止を図る。
	○先進安全自動車(ASV)の普及と併せ、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進			○	○安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入助成を実施する。なお、アルコールインターロック装置については、東ト協等における独自の助成を継続する。(トラック)	○安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入について助成した。なお、アルコールインターロック装置については、前年度に引き続き、東ト協においても独自に助成した。	○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成を実施。なお、アルコールインターロック装置については、東ト協においても継続して独自に助成を行い、対前年度比2倍の助成額とすることとした。

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(2)健康に起因する事故の増加への対応 ※重点課題				【関東運輸局・NASVA・タクシー業界・トラック業界】		
	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	○		○各種講習会等において、SASマニュアルや心疾患・大血管疾患、脳血管疾患ガイドラインを周知し、早期発見を目的としたスクリーニング検査や自覚症状等の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○各種講習会等において、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、SASマニュアルや心疾患・大血管疾患、脳血管疾患ガイドラインを周知し、早期発見を目的としたスクリーニング検査や自覚症状等の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○各種講習会等において、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」等の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○引き続き、各種講習会等において、SASマニュアルや心疾患・大血管疾患、脳血管疾患ガイドラインを周知し、早期発見を目的としたスクリーニング検査や自覚症状等の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○各種講習会等において、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン(SAS、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患)の周知	○		○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○健康起因事故防止のための有効な取組事例等をまとめた「タクシー事業者による事故防止のための取組事例」を作成した。(関東運輸局・法人タクシー) ○近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、トラック事業者が運転者の健康管理の重要性を共有することにより、同種事故を未然に防止することを目的とした「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を作成した。(関東運輸局・トラック) ○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○前年度に作成した「タクシー事業者による事故防止のための取組事例」を事業者講習会等の機会を捉えて周知を図る。(関東運輸局・法人タクシー) ○前年度に作成した「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を事業者講習会等の機会を捉えて周知を図る。(関東運輸局・トラック) ○近年の高止まり傾向を踏まえ、引き続き、各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨(※再掲)	○		○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○事業者が健康起因事故防止対策として実施している効果的な事例について、具体的な取り組み状況を共有するための方法を検討する。(関東運輸局) ○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○健康起因事故防止のための有効な取組事例等をまとめた「タクシー事業者による事故防止のための取組事例」を作成した。(関東運輸局・法人タクシー) ○近年発生した健康起因事故事例の分析等を行い、発生原因及びその改善対策を考察し、トラック事業者が運転者の健康管理の重要性を共有することにより、同種事故を未然に防止することを目的とした「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を作成した。(関東運輸局・トラック) ○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○前年度に作成した「タクシー事業者による事故防止のための取組事例」を事業者講習会等の機会を捉えて周知を図る。(関東運輸局・法人タクシー) ○前年度に作成した「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を事業者講習会等の機会を捉えて周知を図る。(関東運輸局・トラック) ○近年の高止まり傾向を踏まえ、引き続き、各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
○運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発	○		○運転者に対する一般診断の結果に基づいた指導の実施について、各種講習会等で周知を図る。(関東運輸局) ○メールマガジンの配信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診を促して、より多くの方に適性診断(一般診断)を受診いただき、自分の疲労蓄積度を確認していただくようにする。(NASVA)	○運転者に対する一般診断の結果に基づいた指導の実施について、各種講習会等で周知を図る。(関東運輸局) ○メールマガジンの配信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診を促した結果、2万人の方に適性診断(一般診断)を受診いただき、自分の疲労蓄積度を確認していただく機会を提供した。(NASVA)	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○前年度に作成した「タクシー事業者による事故防止のための取組事例」を事業者講習会等の機会を捉えて周知を図る。(関東運輸局・法人タクシー) ○前年度に作成した「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を事業者講習会等の機会を捉えて周知を図る。(関東運輸局・トラック) ○近年の高止まり傾向を踏まえ、引き続き、各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	
○適性診断(一般診断)により、自分の疲労蓄積度を確認	○		○適性診断(一般診断)により、自分の疲労蓄積度を確認	○適性診断(一般診断)により、自分の疲労蓄積度を確認	○適性診断(一般診断)により、自分の疲労蓄積度を確認	
【バス業界】						
○健康管理マニュアル、自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドラインの活用を推奨	○		○東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」を活用する。	○東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」を活用した。	○東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」を活用する。	
○健康診断の受診を徹底	○		○健康診断の受診を徹底する。	○健康診断の受診を徹底した。	○健康診断の受診を徹底する。	
○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進	○		○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進する。そのために、各地方バス協会は交付金を活用し助成に努める。	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を促進するために、交付金を活用し助成した。	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を促進するために、交付金を活用し助成に努める。	
○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進	○		○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進する。	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進した。	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進する。	
○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進	○		○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進する。	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進した。	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進する。	
○ドライバー異常時対応システムの導入促進	○		○ドライバー異常時対応システムの導入促進する。	○ドライバー異常時対応システムの導入を促進した。	○ドライバー異常時対応システムの導入を促進する。	
○個別の運行判断の指針の整理	○		○個別の運行判断の指針の整理をする。	○個別の運行判断の指針の整理をした。	○引き続き、個別の運行判断の指針の整理に努める。	
【タクシー業界】						
○「事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を活用した健康起因事故防止の推進	○		○講習会等において、各種マニュアル及びガイドラインについて周知を図り、健康管理の重要性を引き続き各社へ周知する。また日頃の健康状態のチェックが重要であることを理解させると共に、健康起因事故を惹起する可能性の高い基礎疾患保有者を抽出して個々の乗務員の健康状態を管理し、健康起因事故防止の徹底を図る。(法人タクシー)	○健康起因によるタクシー関与の交通死亡事故情報について会員各社へ提供し、管理者が日頃からの乗務員に対する健康状態の把握に努め、指導教育するよう周知した。(法人タクシー) ○各種マニュアル及びガイドライン等の会員各社あてに周知を徹底するとともに、指導員研修会等の場を活用し、健康起因事故の撲滅に向けた研修会を実施。(法人タクシー)	○継続して講習会等において、各種マニュアル及びガイドラインについて周知を図り、健康管理の重要性を引き続き各社へ周知する。また日頃の健康状態のチェックが重要であることを理解させる。(法人タクシー) ○万が一乗車中に体調不良になった場合は速やかに車を停止させることを指導していく。(法人タクシー) ○健康起因事故を惹起する可能性の高い基礎疾患保有者を抽出して個々の乗務員の健康状態を管理し、健康起因事故防止の徹底を図る。(法人タクシー)	
○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施	○		○経過観察と医師による継続診察状況を把握し、異常所見が認められた場合は、精密検査の受診を強く促し、健康診断有所見者に対するフォローアップの実施を周知徹底する。(法人タクシー) ○団体において、健康診断の受診を徹底し、再診・再検等の未受診者に対して、個別指導を行う。(個人タクシー)	○会員事業者において、定期的な健康診断の受診促進と、乗務員が自身の健康状況を申告出来るような職場環境作りを進めていくことについて、周知徹底を図った。(法人タクシー) ○健康診断有所見者については、会員各社において適切なフォローアップを徹底するよう周知。(法人タクシー) ○健康診断の受診の徹底を図るとともに診断結果を活用し指導を行うとともに健康起因に関する研修会等を実施した。(個人タクシー)	○継続して経過観察と医師による継続診察状況を把握し、異常所見が認められた場合は、精密検査の受診を強く促し、健康診断有所見者に対するフォローアップの実施を周知徹底する。(法人タクシー) ○団体において、健康診断の受診を徹底し、再診・再検等の未受診者に対して、個別指導を行う。(個人タクシー)	
○SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施し、睡眠時無呼吸症候群による事故の未然防止を推進	○		○出庫時に前日の睡眠状況を聴取するほか、帰庫時に休憩時の睡眠や運転中の睡魔等の有無を聴取し、SASの兆候のある乗務員に対しては、医師の診察を受けさせるよう各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○SAS(睡眠時無呼吸症候群)に代表される睡眠障害等や脳・心臓・消化器系疾患の主要疾病に関するスクリーニング検査を推奨するとともに、その結果把握に努め、一定の病気等に関する所見が認められた場合には、医師の診断・検査を受けさせ健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。(個人タクシー)	○継続して管理者への周知に努めた。(法人タクシー) ○点呼時の睡眠状況等の聴取の徹底を周知するとともに、SASスクリーニング検査受検情報を会員各社に周知し受検推進に努めた。(法人タクシー) ○研修会等においてSASの症状等に説明を行い症状に当てはまる者は睡眠外来の受診を促している。(個人タクシー)	○継続して出庫時に前日の睡眠状況を聴取するほか、帰庫時に休憩時の睡眠や運転中の睡魔等の有無を聴取し、SASの兆候のある乗務員に対しては、医師の診察を受けさせるよう各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○SAS(睡眠時無呼吸症候群)に代表される睡眠障害等や脳・心臓・消化器系疾患の主要疾病に関するスクリーニング検査を推奨するとともに、その結果把握に努め、一定の病気等に関する所見が認められた場合には、医師の診断・検査を受けさせ健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。(個人タクシー)	
○健康管理等の徹底(心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等含む)	○		○管理職による個別面談を実施し、家族関係、金銭問題等の日常生活における悩みも把握し、生活支援をするほか、必要な場合は専門家の心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等を受けさせるなど各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○引き続き脳健診のほか、視野障害による運転の危険性を周知し、眼科検診の実施を奨励する。(法人タクシー)	○継続して管理者への周知に努めた。(法人タクシー) ○関東運輸局と合同で設置した「タクシー事故防止対策検討会」において、会員事業者が取組んだ健康起因による事故防止対策等が取組事例として取りまとめられ、本年4月8日付けで関東運輸局からプレスリリースされたことで、情報提供にも繋がった。また国土交通省作成の「健康管理マニュアル」を改めて周知するとともに、健康管理等の向上による事故防止セミナーの周知と積極的な参加を要請した。(法人タクシー)	○管理職による個別面談を実施し、家族関係、金銭問題等の日常生活における悩みも把握し、生活支援をするほか、必要な場合は専門家の心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等を受けさせるなど各社へ引き続き周知するとともに、脳健診のほか、視野障害による運転の危険性を周知し、眼科検診の実施を奨励する。(法人タクシー) ○管理職等による健康状態やメンタルヘルスなどの個別面談を実施するとともに、家族関係、金銭問題等の日常生活における悩みも可能な限り把握し、生活全般の支援をするほか、「タクシー事故防止対策検討会」による健康起因事故の防止対策等について各社へ引き続き情報提供をする。(法人タクシー)	

取り組むべき課題	施策	行事利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
				【トラック業界】	
	○「過労死等防止計画」に基づき、長時間労働対策など8項目の重点対策及び緊急対策である健康診断結果のフォローアップの重要性などの周知を図るため、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを全国展開するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施	○	○引き続き、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。(トラック)	○健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施した。	○引き続き、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。特に、定期健康診断受診の助成、脳MRIスクリーニング検査助成について助成額を検討し、健康起因事故防止を図る。
(3)大型車の点検整備の実施の推進				【関東運輸局・NASVA】	
○大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動等により啓発	○		○車輪脱落事故防止については、引き続き自動車点検整備推進運動や各種講習会のほか街頭検査など、あらゆる機会を捉え啓発活動を継続する他、夏タイヤから冬タイヤ(冬タイヤから夏タイヤ)の履き替え時期を捉え、街頭検査時にトルクレンチを活用し事業用、自家用問わず大型車の運転者に対し啓発活動を行う。(関東運輸局) ○車輪脱落にかかる事故報告書の提出があった事業者について、チラシ等を配布し、個々の事業者へ直接周知・啓発を行う。(関東運輸局) ○車両火災事故防止については、車両使用者への日常点検の重要性を啓発するとともに、整備事業者へ整備主任者研修、自動車検査員研修、指定自動車整備事業者講習などを通じて適切な整備作業の重要性の啓発を続ける。また、技術課と連携し、車両火災事故の原因が整備作業に起因する可能性がある場合は積極的に見分に参加し、整備事業者への監査等を行うことにより適切な整備作業を実施し同種事故を防ぐよう指導する。(関東運輸局) ○タイヤ脱着時の作業管理表(大型車)等の管理を含む整備管理者の業務など、本年10月に施行が予定されている整備管理者制度の運用の改正について、各講習会等において周知を図る。 ○各講習会等において令和4年2月18日に公表した「大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意!」の周知を図る。(NASVA)	○大型車の車輪脱落事故防止については、自動車点検整備推進運動や整備主任者研修、自動車検査員研修、及び指定整備事業者講習等のあらゆる機会を捉えて、啓発活動を実施した。このほか、タイヤ専門店のタイヤ脱着作業員に対して、講習会での講演や店舗を直接訪問することにより、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業管理表の必要性について周知・啓発活動を実施した。 ・講習会等講演回数: 9回 ・直接訪問店舗数: 3店舗 ・啓発人数: 延べ307人 ○大型車の車輪脱落事故防止に重点をおいた、街頭検査時のトルク・レンチの活用など、大型車の運転者へ直接啓発をおこなう活動(街頭点検)を実施した。実績は以下のとおり。 ・実施時期: 令和5年9月~令和5年12月 ・実施回数: 11回(管内全ての支局で計画し、1都6県で実施(群馬は雨天中止)) ・点検車両数: 73台 ・啓発したユーザー数: 78人 ○車両火災事故防止については、点検整備運動等を通じて車両使用者への日常点検の重要性を啓発するとともに、各種研修等の機会を捉えて整備事業者へ適切な点検整備作業の重要性を周知した。また、車両火災の原因が整備作業に起因する可能性のある事故について、消防や警察の実施する立会い見聞に参加した。(関東運輸局)	○車輪脱落事故防止については、引き続き自動車点検整備推進運動や各種研修・講習会のほか、タイヤ専門店の店舗訪問や街頭検査など、あらゆる機会を捉え啓発活動を継続する。また、夏用タイヤから冬用タイヤ(冬用タイヤから夏用タイヤ)の履き替え時期に合わせた街頭点検を実施する際にトルク・レンチを活用し、事業用、自家用を問わず大型車の運転者に対する啓発活動を行う。さらに、当該活動をマスメディア等にて広報してもらえよう、積極的に報道機関へのアプローチをおこなう。(関東運輸局) ○タイヤの脱落事故の原因が整備作業に起因する可能性がある場合には、必要に応じ整備事業者への監査等を行うことにより適切な整備作業を実施し同種事故を防ぐよう指導する。(関東運輸局) ○車両火災事故防止については、車両使用者への日常点検の重要性を啓発するとともに、整備事業者へ整備主任者研修、自動車検査員研修、指定自動車整備事業者講習などを通じて適切な整備作業の重要性の啓発を続ける。また、技術課と連携し、車両火災事故の原因が整備作業に起因する可能性がある場合には積極的に見分に参加し、必要に応じ整備事業者への監査等を行うことにより適切な整備作業を実施し同種事故を防ぐよう指導する。(関東運輸局)
○大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、発生状況を踏まえた対策の検討	○		○令和4年度に公表された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」での事故要因の調査・分析等結果の中間とりまとめで示された、タイヤ脱着時の作業の適切な実施の重要性について整備管理者研修等で周知する。 ○関係部署での連携を図りながら、事故発生要因の調査を実施し同種事故の再発防止に活用出来るように周知を行っていく。(関東運輸局)	○令和4年度に車輪脱落事故を惹起した個々の事業者に対し、チラシ等を配布したほか、ヒアリングを実施し、原因の調査及び不適切な点について指導・啓発を行った。(関東運輸局) ○タイヤ脱着作業管理表(大型車)等の管理を含む整備管理者の業務など、令和5年10月に改正された整備管理者制度の運用について、整備管理者研修や各講習会等において周知を図った。(関東運輸局) ○各講習会等において令和4年2月18日に公表した「大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意!」の周知を図った。(NASVA)	○車輪脱落にかかる事故を惹起した事業者について、インジケーターやチラシ等を配布し、個々の事業者へ直接周知・啓発を行う。(関東運輸局) ○引き続きタイヤ脱着作業時(大型車)の確実な管理などを含む整備管理者の業務等、整備管理者制度について整備管理者研修や各講習会等において周知を図る。(関東運輸局) ○引き続き、各講習会等において、令和5年12月1日に公表した「大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施について」の周知を図る。(NASVA)
				【バス業界】	
○バス車両の点検整備を確実にすることにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発	○		○バス車両の点検整備を確実にすることにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発する。	○バス車両の点検整備を確実にすることにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発した。	○バス車両の点検整備を確実にすることにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発する。
				【トラック業界】	
○車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換作業と併せ、国土交通省が作成した「タイヤ脱着作業管理表」に沿った適正な作業を周知徹底	○		○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。(トラック)	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図った。また、東ト協では、実車を使用した「大型車の車輪脱落事故防止研修会」や「日常点検研修会」を開催し、適正な作業について徹底した。	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等を開催することで、周知徹底を図る。
○関係業界団体等と連携し、車輪脱落事故を防ぐ4つのルールなどの啓発活動等を通じ、増し締め徹底や日常点検の励行などを啓発	○		○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。(トラック)	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図った。	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。
○トレーラ火災の未然防止を図るため、トレーラの適正な使用等に係る研修を実施し、日常点検及び定期点検整備の重要性について啓発	○		○トレーラの適正使用に関するセミナーを開催。また、関係専門部会において、日常点検及び定期点検整備の重要性について啓発する。(トラック)	○トレーラの安全対策フォーラムを開催し、全国ドライバーコンテスト優勝者の講話を聴くことにより適正使用の認識を高める等、他、会員各社における輸送時の安全に係る取り組みについて好事例を発表・共有することにより、安全に対する知見を得た。	○トレーラの適正使用に関するセミナーを開催。また、関係専門部会において、日常点検及び定期点検整備の重要性について啓発する。

取り組むべき課題	施策	行	事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
(4) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化	○事業者による安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、事業者に対する制度の普及・啓発（セミナー等）を促進。特に、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価については、すべての貸切バス事業者に対する評価の実施を令和3年度末までに終了させるとともに、令和4年度からは下記の優先付けのもと計画的な評価を着実に実施				○新規許可を受けた貸切バス事業者のうち評価未実施の事業者に対して安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸安全マネジメントを実施する。また、一定規模（50両）以上の貸切バス事業者については、安全性向上を図るため2回目となる評価を随時実施する。（関東運輸局）	○令和5年度運輸安全マネジメント評価実施件数：トラック4件、バス18件（新規許可を受けた貸切バス事業者を含む）（関東運輸局） ○一定規模（50両）以上の貸切バス事業者については、事業規模の拡大に伴い対象となった事業者への評価を実施するとともに、2回目となる評価を順次開始。（関東運輸局）	○新規許可を受けた貸切バス事業者のうち評価未実施の事業者に対して安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸安全マネジメントを実施する。また、一定規模（50両）以上の貸切バス事業者については、安全性向上を図るため2回目となる評価を随時実施する。（関東運輸局）
	1. 新規許可を受けた貸切バス事業者						
	2. 一定規模（50両）以上の貸切バス事業者						
	3. その他評価の実施が必要と認められる貸切バス事業者						
	○運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを本省と開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発					○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーの開催を本省で予定しており、運輸安全マネジメント制度を普及・啓発する。（関東運輸局） ○「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」に基づき、コロナ感染症の感染状況及び政府の対策に注視しながら、全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を行う。（NASVA）	○7月に運送事業者等を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を図った。（関東運輸局） ○令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催を断念していたものの、令和5年度はコロナ禍からの回復を受けて3年ぶりに開催し、ナスバ業務の両輪である事故防止と被害者支援のさらなる連携強化の観点から、輸送現場の安全性向上に繋がる取組を行う事業者及び自動車事故被害者・遺族団体より講演頂いた。（来場者702名）（NASVA）
○貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施					○引き続き、第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施について、対象となる更新許可申請を行う事業者への周知、並びにHP等での周知を実施する。（関東運輸局） ○貸切バス事業の更新制導入による安全マネジメント評価実施に向けた取組の啓蒙と安全マネジメント評価を行う。（NASVA）	○第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施について、対象となる更新許可申請を行う事業者への周知、並びにHP等での周知を実施した。（関東運輸局） ○運輸安全マネジメント評価に迅速に対応し、対象となる貸切バス事業者に対して運輸安全マネジメント評価を実施した。（55件、内関東地方事業者は13件）（NASVA）	○引き続き、第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施について、対象となる更新許可申請を行う事業者への周知、並びにHP等での周知を実施する。（関東運輸局） ○引き続き、運輸安全マネジメント評価を適切に実施することによって、事業者の安全管理体制の構築状況を確認するとともに、更なる安全確保に繋げる。また、更新に係る義務付けを知らない貸切バス事業者が存在することから、リーフレットの送付等による周知を継続する。（NASVA）
○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発					○引き続き、認定セミナーの定期的な開催に務め、運輸安全マネジメント制度及び運輸防災マネジメントの普及啓発を行う。また、令和5年度にリスク感受性向上セミナーの認定資格を取得したことから、リスク感受性向上セミナーを開催し、運送事業者のさらなる事故防止対策の向上を図る。（NASVA）	○認定セミナーを計画的に開催し、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を行った。（ガイドライン246名受講、リスク管理（基礎）151名受講、内部監査（基礎）197名受講、防災マネジメントセミナー211名受講） 令和5年度に認定を受けた「リスク感受性向上セミナー」について、主管支所で開催し151名受講があった。（NASVA）	○引き続き、認定セミナーの定期的な開催に務め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発を行う。なお、リスク感受性向上セミナーについては、R6年度より全ての支所において開催し、事業者のさらなる事故防止対策の向上を図ることとしている。（NASVA）
【バス業界】							
○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施					○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施する。	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施した。	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施する。
○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進					○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進する。	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進した。	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進する。
○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施					○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施する。	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知した。	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施する。
【タクシー業界】							
○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策の徹底					○国土省の運輸安全マネジメント制度の趣旨及び各社安全対策の徹底について、引き続き会員各社へ周知するとともに、経営トップと現場職員が意思の疎通をしっかりと図り、交通事故防止に関する共通認識を持ち、安全運転に取り組む職場環境を醸成する（法人タクシー） ○協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取り組み、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。（個人タクシー）	○輸送等の安全総点検時期などに、改めて会員各社への周知に努めた。（法人タクシー） ○運輸安全マネジメントの実施に係る通達等を会員各社に周知することにより、改めて運輸安全マネジメント制度の趣旨等の徹底を図った。（法人タクシー） ○輸送の安全確保及び関係法令遵守を所属・構成団体を通じて周知を図った。（個人タクシー）	○継続して国土省の運輸安全マネジメント制度の趣旨及び各社安全対策の徹底について、会員各社へ周知するとともに、経営トップと現場職員が意思の疎通をしっかりと図り、交通事故防止に関する共通認識を持ち、安全運転に取り組む職場環境を醸成する（法人タクシー） ○協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取り組み、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。（個人タクシー）
○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進					○行政（運輸・警察等）、民間機関等による中小事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの受講や交通安全講習会に積極的に参加し、交通事故防止に関する共通問題を理解し、官民一体となった交通事故防止対策に積極的な取組み実施を会員各社へ周知する。また、例年協会開催の「事故防止責任者講習会」の出欠状況を把握し、欠席会社への積極的な参加を呼び掛ける。（法人タクシー）	○2023年3月と9月に開催の事故防止責任者講習会の出欠状況の確認に伴い、最近欠席が続いている各社へ電話等による積極的な参加を呼び掛けた結果、前回より80名ほど増加の参加者が出席、受講した。（法人タクシー） ○安全意識の醸成を目的に運輸安全マネジメントセミナー等への積極的な参加を呼び掛けた。（法人タクシー）	○継続して行政（運輸・警察等）、民間機関等による中小事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの受講や交通安全講習会に積極的に参加し、交通事故防止に関する共通問題を理解し、官民一体となった交通事故防止対策に積極的な取組み実施を会員各社へ周知する。また、例年協会開催の「事故防止責任者講習会」の出欠状況を把握し、欠席会社への積極的な参加を呼び掛ける。（法人タクシー）
【トラック業界】							
○運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進					○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図る。（トラック）	○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図った。	○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図る。

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】	
(5) 監査のあり方	ICTを活用した監査事務の効率化	○		○令和5年1月に業務用ネットワークPCの更新及び7月に本省からのモバイルルータの支給により、監査現場から各種データベースへのアクセスやメールの送受信が可能となったことから、これらの機器を使用して、監査実施効率の向上を図る。	○更新された業務用ネットワークPC及び本省から支給されたモバイルルータを使用し、監査現場から各種データベースへのアクセスやメール送受信を行う等、監査実施効率の向上を図った。	○業務用ネットワークPC及び本省から支給されたモバイルルータを活用することにより、監査実施効率の向上を図る。	
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	○		○新型コロナウイルスによる行動制限等がなくなり観光客の増加が見込まれること、また、昨年度貸切バスによる重大事故が発生していることから、貸切バス事業者の稼働状況を踏まえつつ、効果的な時期・方法による一般監査及び街頭監査等を実施していく。	○新型コロナウイルスによる行動制限がなくなり、インバウンド等観光需要の回復が想定されたことから、観光地等へ向かう利用客を乗せた貸切バスの運行状況を把握し、これらのバスが利用する駐車場等において街頭監査を実施した。また、事故を起こした事業者については早急に監査を実施し、継続的に監視する事業者については年間計画を策定し一般監査を実施した。	○インバウンド等の増加に伴い貸切バス需要も増加してきていることから、貸切バス事業者の稼働状況の推移を把握しながら、適切な運行管理及び事故防止につながるよう、効果的な時期・方法による一般監査及び街頭監査等を実施していく。	
	○過去の行政処分歴や重大事故を引き起こしたこと等を踏まえ、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	○		○過去の処分歴や重大事故の他、事業者に関する情報を積極的に収集し、継続的に監視すべき事業者リストをより精度の高いものとするなど、効果的な監査を実施し、悪質な事業者等を排除していく。	○国内旅行やインバウンド等の需要も回復し、貸切バスの運行も増えてきたため、事業者の運行状況等の情報を精査し、また、適正化実施機関からの巡回指導の実施結果等により、リストの精度を向上させ、監査を実施した。	○過去の監査において把握した情報や、適正化実施機関における巡回指導の実施結果等により、事業者に関する情報を適切に管理し、効果的な監査を実施し、悪質な事業者等を排除していく。	
	○貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	○		○適切に事業が遂行されている事業者については、適正化実施機関の巡回指導の対象として継続的な法令遵守を維持しつつ、国による監査は法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。	○実施すべき全ての貸切バス事業者に対し、悪質な事業者等に重点化した国による監査又は適正化実施機関による巡回指導のいずれかを実施した。	○適正化実施機関による巡回指導の対象のうち、法令遵守がなされていると推定される営業所に対する特例を設けることにより、特定の営業所に対する法令遵守状況確認を重点的・継続的にを行い、国による監査は法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。	
	【トラック業界】						
○法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導の総合評価がE評価又はD評価の事業所に重点をおいた巡回指導を実施するとともに、その結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う	○		○巡回指導の重点化として、総合評価が低調である全てのD・E評価事業所を対象に、半年に1回の頻度で巡回指導を実施する。また、改善報告が必要な事業者等に対し、改善期限までに改善報告書を提出することを周知徹底し、報告が遅い事業者に対しては定期的に連絡を取り、早急の提出を求めるなど、フォローアップの強化を行う。	○巡回指導の重点化として、総合評価がD・E評価である全ての事業所に対し優先的に半年ごとの頻度で巡回指導を実施した。また、改善報告が必要な事業者等に対し、改善期限までに改善報告書を提出することを周知徹底し、報告が遅い事業者に対しては改善報告提出促進に関する通知を行うなど、フォローアップの強化を図った。	○巡回指導の重点化として、総合評価がD・E評価である全ての事業所に対し優先的に半年ごとの頻度で巡回指導を実施する。また、改善報告が必要な事業者等に対し、改善期限までに改善報告書を提出することを周知徹底し、報告が遅い事業者に対しては改善報告提出促進に関する通知を行うなど、フォローアップの強化を図る。		
(6) 初任、経験不足運転者への適切な指導監督	【関東運輸局・NASVA・バス業界・タクシー業界】						
	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	○		○各種講習会等において、業態毎取りまとめた「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を周知する。(関東運輸局) ○貸切バス運転者に対する実技指導の具体的事例を示した動画を作成し公表する。(関東運輸局・バス) ○自動車事故対策費補助金事業により、安全教育のコンサルティング費用の支援について周知を行う。 ○各種指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底を啓発する。(NASVA)	○各種講習会等において、業態毎取りまとめた「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を周知する。(関東運輸局) ○国土交通本省と連携し、貸切バス運転者を対象とした、一般道、高速道路、上り・下り坂等の走行時における車両特性を踏まえた運転の指導方法を取りまとめた実技指導のための動画「貸切バスの実技指導の例」を制作し関東運輸局HP等に公表した。(関東運輸局・バス) ○各種指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底を啓発を行った。(NASVA) ○国土交通省で実施した自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局のホームページ、講習会等で周知した。(関東運輸局) ○坂道での適切な運転操作等安全運行にかかる注意喚起のためのパンフレットを作成し、貸切バス事業者を対象とした街頭監査において、保安担当職員がバス運転者に配布した。あわせて当該運転者に対し安全運転の啓発を行った。(関東運輸局)	○各種講習会等において、業態毎取りまとめた「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を周知する。(関東運輸局) ○貸切バス運転者を対象とした実技指導を例示した動画「貸切バスの実技指導の例」について講習会等での周知を図る。(関東運輸局・バス) ○引き続き、各種指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底を啓発する。(NASVA) ○引き続き自動車事故対策費補助金事業の活用を、局・支局ホームページ、講習会等で周知する。(関東運輸局) ○引き続き、街頭監査等の機会を捉えて、バス運転者に対する安全運転の啓発活動を実施する。	
	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	○		○各種講習会等において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図った。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	
	○適性診断受診の徹底と活用促進	○		○各種講習会等において、運転者の運転特性に応じた安全運転指導方法について周知する。(関東運輸局) ○メルマガジンの配信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診を促すようにする。(NASVA)	○適性診断の結果を活用し、運転者の運転特性に応じた安全運転にかかる指導について、各種講習会等において周知を図った。(関東運輸局) ○メルマガジンの配信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診を促した結果、2万人の方に適性診断(一般診断)を受診いただき、自分の疲労蓄積度を確認していただく機会を提供した。(NASVA)	○各種講習会等において、運転者の運転特性に応じた安全運転指導方法について周知する。(関東運輸局) ○引き続き、メルマガジンの配信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診を促すようにする。(NASVA)	
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○		○機会を捉えて、「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止に向けて」等、「タクシー事故防止対策検討会」で作成した教育資料を周知する。(関東運輸局) ○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法や事故事例研究に基づく要因分析と事故防止対策の検討方法について講義を行う。(NASVA)	○「タクシー事故防止対策検討会」で新たに作成された、タクシーの路上横断事故防止のための教育資料「路上横断事故削減に向けて」を周知した。(関東運輸局) ○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法や事故事例研究に基づく要因分析と事故防止対策の検討方法について講義を行った。(NASVA)	○引き続き「路上横断事故削減に向けて」等事故防止のための教育資料を各種講習会等で周知する。(関東運輸局) ○ヒヤリハットや事故事例等より危険とされている「交差点」や「狭い道路」等の地点について情報収集を行い、調査・検証し、どのような交通状況のもとで発生しているのかを取りまとめ、類似する場所は注意が必要であることを関係事業者等に周知を図る。(関東運輸局・タクシー) ○タクシー事業者による出会い頭衝突事故削減に向けた優良な取り組みについて情報収集を行い取りまとめて公表し、関係事業者の運転者指導等への活用を促す。(関東運輸局・タクシー) ○タクシーが関係する交通事故を類型化した状況等を踏まえ、交通事故統計等から事故の発生地点、行動類型、危険認知速度等を取りまとめ関係事業者等に周知を図る。(関東運輸局・タクシー) ○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法や事故事例研究に基づく要因分析と事故防止対策の検討方法について講義を行う。(NASVA)	
【バス業界】							
○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨	○		○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨した。	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。		
○初任運転者等に対する実技訓練の実施の徹底	○		○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底する。	○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底した。	○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底する。		

取り組むべき課題	施策	行事	利	【2023年度の取り組み】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2024年度取り組み予定】
				【タクシー業界】		
○運行管理者等による同乗指導の実施				○会員事業者において、運行管理者等の同乗指導を実施している場合は当該指導の継続を検討させるとともに、同乗指導を実施していない事業者については実施を検討させ、不適切な運転操作を行っている運転者に対し、運転操作の指導を行い、安全運転の重要性の再認識を図る。(法人タクシー)	○継続して各社管理者への周知に努めた。(法人タクシー) ○特に同乗指導についての情報発信はしていないが、会員各社においては実施している。(法人タクシー)	継続して会員事業者において、運行管理者等の同乗指導を実施している場合は当該指導の継続を検討させるとともに、同乗指導を実施していない事業者については実施を検討させ、不適切な運転操作を行っている運転者に対し、運転操作の指導を行い、安全運転の重要性の再認識を図る。(法人タクシー)
○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施				○協会ホームページに掲載した、乗務員教育用ドライブレコーダー映像と資料の活用促進を会員各社へ周知を図る。 また、会員各社に対し、ドライブレコーダーの映像を活用した職場教養の重要性を周知するとともに、乗務員に対してLINEによる情報提供により周知を図る。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)	○協会ホームページにて掲載の、乗務員教育用ドライブレコーダー映像と資料の活用促進を会員各社へ周知を図った。(法人タクシー) ○会員各社に対し、ドライブレコーダーの映像を活用した職場教養の重要性を周知するとともに、乗務員に対してLINEによる情報提供により周知を図った。(法人タクシー) ○講習会・研修会等においてドライブレコーダー映像によるKYTを実施した。(個人タクシー)	○継続して協会ホームページに掲載した、乗務員教育用ドライブレコーダー映像と資料の活用促進を会員各社へ周知を図る。(法人タクシー) ○会員各社に対し、ドライブレコーダーの映像を活用した職場教養の重要性を周知するとともに、乗務員に対してLINEによる情報提供により周知を図る。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)
○乗務員採用後の社内研修等の充実				○会員各社に、運転操作に加え、接客方法、事故時の対応、犯罪被害への対処方法等、日常発生する事象への対処方法を教育するとともに、外部機関を活用した初任運転者教育の充実を図るよう引き続き周知する。(法人タクシー)	○継続して各社管理者への周知に努めた。(法人タクシー) ○インバウンド客の増加に伴い、特に接客に対する乗務員教育について、繰り返しの周知に努めた。(法人タクシー)	継続して会員各社に、運転操作に加え、接客方法、事故時の対応、犯罪被害への対処方法等、日常発生する事象への対処方法を教育するとともに、外部機関を活用した初任運転者教育の充実を図るよう引き続き周知する。(法人タクシー)
○新規事業者講習会の実施				○新規事業者に対し、安全管理や業務管理などを話し合う場を設定するとともに、「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を引き続き周知する。(法人タクシー) ○新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人タクシー)	継続して新規会員事業者に対して、「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を周知した。(法人タクシー) ○新規事業者がいなかったため実施していない。(法人タクシー) ○新規事業者を対象に講習会を年3回開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施した。(個人タクシー)	継続して新規事業者に対し、安全管理や業務管理などを話し合う場を設定するとともに、「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を周知する。(法人タクシー) ○新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人タクシー)
【トラック業界】						
○トラックの初任運転者等について安全運転の実技等を義務化する等、運転者教育の強化を図るために改正された国の指導及び監督指針(国土交通省告示)を踏まえ、全ト協協会の「事業用トラックドライバートレーニングテキスト」を活用した指導教育について、都道府県トラック協会と連携して実効性のある教育体制の整備を図る				○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添ったテキストの作成並びに専門機関の講師を招聘して実施。(トラック)	○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添った東ト協作成のテキスト並びに専門機関の講師を招聘し、東ト協本部及び多摩支部において18回実施した。	○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添ったテキストの作成並びに専門機関の講師を招聘して実施。

取り組むべき課題	施策	行事	利
----------	----	----	---

6. 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備				【関東運輸局・バス業界】		
○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける				○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける(バス)	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかけた(バス)	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける(バス)
バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停の改善				○バス停の安全性確保対策について、令和4年度補正予算で補助を行う。(関東運輸局) ○引き続き、管内運輸支局において関係者と連携して改善に取り組むとともに、本局においても、管内運輸支局へ他支局の改善状況の共有や適宜助言する等積極的に協力する。(関東運輸局) ○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努める。(バス)	○管内運輸支局において、バス停留所安全確保対策合同検討会を開催する等関係者間と連携することで、3/31時点で公表した危険なバス停の約40%(ランク別進捗率 Aランク:約87%、Bランク:約38%、Cランク:約30%)を改善。(関東運輸局) ○また、未改善の全バス停に注意喚起の看板などソフト対策を実施。(関東運輸局) ○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努めた。(バス)	○バス停の安全性確保対策について、令和5年度補正予算で補助を行う。(関東運輸局) ○引き続き、管内運輸支局において関係者と連携して改善に取り組むとともに、本局においても、管内運輸支局へ他支局の改善状況の共有や適宜助言する等積極的に協力する。(関東運輸局) ○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努める。(バス)
バスの走行環境改善に向けた道路環境の整備				○交通管理者、道路管理者に対し、バスの走行環境改善に向けた道路環境の整備について要望する。(バス)	○交通管理者、道路管理者に対し、バスの走行環境改善に向けた道路環境の整備について要望した。(バス)	○交通管理者、道路管理者に対し、バスの走行環境改善に向けた道路環境の整備について要望する。(バス)
【タクシー業界】						
○環状交差点や歩車分離式信号等、重大事故抑止効果の高い交差点の拡充について関係者に働きかける				○引き続き、協議体へ参画し、交通事故特性の分析、要対策箇所の選定などについて積極的な協議に努める。(法人タクシー) ○継続して協議体へ参画し、タクシー業界としての意見具申に努めていく。(法人タクシー)	○継続して協議体へ参加し、タクシー業界としての意見具申に努めた。(法人タクシー) ○神奈川県においては、国交省横浜国道事務所が主催する「神奈川県安全性向上委員会」に参画し、交通事故特性の分析、要対策箇所の選定などについて協議した(法人タクシー)	○継続して協議体へ参加し、タクシー業界としての意見具申に努めていく。(法人タクシー) ○引き続き、協議体へ参画し、交通事故特性の分析、要対策箇所の選定などについて積極的な協議に努める。(法人タクシー)
【トラック業界】						
○渋滞対策・安全対策の推進と平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保のため、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消、高速道路の4車線化の推進等道路ネットワークの整備促進と併せ、交差点における対歩行者等との事故防止効果が高いとされる歩車分離式交差点の拡充について、関係者に働きかける				○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望。全ト協及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施する。(トラック)	○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望した。全ト協及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施した。	○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望。全ト協及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施する。